

津市総合計画基本構想（案）

**平成20年2月12日
津市総合計画審議会**

目 次

第1部 序章

第1章 総合計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨1
- 2 計画の性格1
- 3 計画の構成と期間
 - (1) 基本構想1
 - (2) 基本計画2

第2章 計画策定の背景

- 1 本市の概況3
- 2 本市の特性
 - (1) 豊かな自然環境と広大な市域3
 - (2) 多様な歴史・文化資源3
 - (3) 都市機能が集積する県都3
 - (4) 多様な産業の集積4
 - (5) 高齢化が急速に進行した地域を内包4
 - (6) 中部圏と近畿圏の結節点4
- 3 時代の潮流
 - (1) 環境問題の深刻化5
 - (2) 少子高齢化と人口減少の進行5
 - (3) 地方分権の進展5
 - (4) 市民活動の重要性の高まり5
 - (5) 国際化・大交流の時代6
 - (6) ユビキタスネット社会への対応6
- 4 人口・世帯の現状と今後のすう勢
 - (1) 人口の現状と今後のすう勢6
 - (2) 世帯数の現状と今後のすう勢7
- 5 市民の意識
 - (1) 住民意識調査の概要7
 - (2) 調査の結果について8
- 6 本市の主要課題
 - (1) 多様性に富んだ地域資源の活用による魅力づくり10
 - (2) 安全・安心対策の強化11
 - (3) 人口減少地域における地域力の維持・強化11
 - (4) 都市基盤整備の推進11
 - (5) 多様な産業資源の有効活用12
 - (6) 産業基盤の強化12
 - (7) 公共施設の有効利用と再編12
 - (8) 行財政改革の積極的な推進12

第2部 基本構想

第1章 津市の将来像

- 1 基本理念14
- 2 将来像16
- 3 想定人口16

第2章	まちづくりの目標	
1	美しい環境と共生するまちづくり	17
2	安全で安心して暮らせるまちづくり	17
3	豊かな文化と心を育むまちづくり	17
4	活力のあるまちづくり	18
5	参加と協働のまちづくり	18
第3章	土地利用構想	
1	土地利用の基本方針	19
2	ゾーン別の土地利用方針	21
3	まちの骨格形成方向	23
第4章	まちづくりの施策体系	
1	美しい環境と共生するまちづくり	
(1)	循環型社会の形成	27
(2)	次世代に残す自然環境の保全・創造	27
(3)	快適な生活空間の形成	28
(4)	生活基盤の整備	28
2	安全で安心して暮らせるまちづくり	
(1)	安全なまちづくりの推進	29
(2)	健康づくりの推進と地域医療体制の充実	30
(3)	地域福祉社会の形成	30
3	豊かな文化と心を育むまちづくり	
(1)	生きる力を育む教育の推進	31
(2)	高等教育機関との連携・充実	32
(3)	生涯学習スポーツ社会の実現	32
(4)	文化の振興	33
(5)	人権尊重社会の形成	33
4	活力のあるまちづくり	
(1)	自立的な地域経済の振興	34
(2)	交流機能の向上	35
(3)	観光の振興	36
5	参加と協働のまちづくり	
(1)	市民活動の促進	36
(2)	市民との協働の推進	37
第5章	重点プログラムの編成とその展開方向	
1	重点プログラムの編成	40
2	エリアの設定	41
3	重点プログラムの展開方向	
(1)	まちづくり戦略プログラム	42
(2)	元気づくりプログラム	45
(3)	地域かがやきプログラム	47
第6章	構想を推進するために	
1	行財政改革の推進による健全財政の確保	50
2	行政経営システムの構築	51
3	電子自治体の推進	51

(用語説明) 52

※対象となる用語については、本文中において斜体文字とし※印を付けて表示しています。

第1部 序章

第1章 総合計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の10市町村が平成18年1月1日に合併し、新「津市」として誕生しました。

わが国は、少子高齢社会の進行や人口減少社会の到来、これに伴う財政の深刻化、さらには地方分権の進展など、大きな変革の時代を迎えています。このような社会経済情勢のもと、本市では、市民の期待に応えられる自治能力の高い自立したまちとして、さらには魅力ある県都として持続的に成長することが求められており、これらが合併の背景ともなっています。

このため、合併後、初めて策定する本計画は、旧市町村がこれまで取り組んできたまちづくりの成果を継承・活用しながら、津地区合併協議会において策定された「新市まちづくり計画」を発展させ、めざすべき本市の将来像とこれを実現するまちづくりの方向性や施策体系を明らかにし、今後の市政運営の基本とするために策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、行政としてめざすべきまちづくりの目標とその実現のために取り組む施策体系を明らかにする本市の最上位の計画として位置づけられるものです。

また、今後の公共サービスの担い手は、行政だけではなく、市民、事業者などの参画が求められるようになっており、本計画は、こうした多様な主体と情報を共有しつつ参加と協働のまちづくりを推進するものです。

さらに、限られた財源の中で、本市が有するまちづくりの様々な資源を積極的に活かした効率的かつ効果的な行政経営を推進するための指針とするとともに、計画を達成するための重点投資の方向性を明確にします。

3 計画の構成と期間

(1) 基本構想

まちづくりの基本的な理念や枠組みを示すものとして、本市のめざすべき将来像やまちづくりの目標、土地利用の方針とこれに基づくまちの骨格形成方向を明

らかにします。また、まちづくりのための施策体系と重点プログラムを示します。

なお、本構想は、大きな社会情勢などの変化があった場合は、改定することができるものとします。

- ・計画期間：10年（平成20年度から平成29年度まで）

(2) 基本計画

基本構想における施策体系に基づき、施策の目標と具体的な事業展開の方向を定めます。

計画期間は、前期及び後期それぞれ5年とし、前期計画は基本構想に併せて策定し、後期計画はその後の情勢変化を踏まえて策定します。

なお、事業の進捗よくや国及び三重県における制度の変更などに応じて弾力的な運用が図れるように、各基本計画の中間年度（策定から3年目）で見直しを行い、短期計画としての活用を図ります。

- ・計画期間：前期及び後期それぞれ5年

（前期計画：平成20年度から平成24年度まで、後期計画：平成25年度から平成29年度まで）

第2章 計画策定の背景

1 本市の概況

本市は、北に鈴鹿市、亀山市と、西は伊賀市、名張市、奈良県御杖村、曾爾村と、南は松阪市と接し、東は伊勢湾に臨み、三重県の中央部を横断して位置しており、面積は約710㎢で、県域面積の5,776㎢の約12%を占めています。

本市の地勢は、山間地帯、丘陵地帯及び平野部の3地帯に分けることができます。西境沿いの山間地帯は、標高700m～1,000mの山々が連なる布引山地と一志山地からなります。布引山地、一志山地の山ろくは、東に向かって高度を減じつつ、標高30m～50mの丘陵地、丘陵地縁辺の台地、伊勢平野の一部を形成する海岸平野へと階段状に広がり、布引山地、一志山地を源とする安濃川、雲出川が伊勢湾に、また、市域の西端に流れる名張川が木津川、淀川を経由して大阪湾に注いでいます。

2 本市の特性

(1) 豊かな自然環境と広大な市域

本市は、三重県の市町で最も広大な面積を有し、また、白砂青松の面影が残る海岸、緑あふれる田園と里山、森林、湖、溪流など、多様で豊かな自然環境に恵まれています。

こうした豊かな自然環境の中で、伊勢の海県立自然公園、室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園などが位置しており、多くの観光客が訪れる魅力的な自然レクリエーション地域が形成されています。

(2) 多様な歴史・文化資源

本市は、江戸時代はその多くが藤堂藩（津藩、久居藩）に属し、城下町として、また、古くは海上交易の港町として賑わいを見せていました。さらに、伊勢街道や初瀬街道、伊賀街道、奈良街道、伊勢本街道、伊勢別街道の6つの街道が通じ、東西の文化が接し、全国から情報が集まる地域となっていました。

そのため、貴重な史跡や文化財など地域固有の歴史・文化が守り継がれ、それが今でも地域の生活の中に息づいています。

(3) 都市機能が集積する県都

本市は、県庁所在地として、国、三重県の行政機関が多数立地するほか、企業の本社、支店、営業所が多数開設され、県内の経済活動の拠点となっています。

また、高等教育機関として、国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学、高田短期大学が立地しているほか、独立行政法人農業・食品産

業技術総合研究機構野菜茶業研究所をはじめとする国立、県立の専門的な医療機関や研究機関が設置されています。

さらに、三重県総合文化センター、三重県立美術館、三重県立博物館などの県内の文化交流拠点となる文化施設が立地しているなど、都市機能が集積した恵まれた地域といえます。

(4) 多様な産業の集積

本市は、都市機能の集積を背景に、サービス業、小売商業、金融などの事業所が集積しているほか、多くの観光レクリエーション資源を有することから観光関連産業もみられるなど、第3次産業の比重が高い産業構造となっています。

また、恵まれた自然を活かして、第1次産業も盛んであり、米、野菜、果樹、茶、スギ等の優良木材などの特産品が産み出されているとともに、伊勢湾では魚貝類をはじめとする水産業も盛んです。

第2次産業も、各地域で工業団地の開発が進められ、電子部品・デバイス[※]、輸送機械器具、食料品等の出荷額が多いなど、第1次産業から第3次産業まで、多様な産業が集積するとともに、東京等に本社がある大手企業の製造拠点工場も数多くあります。しかしながら、市内に本社を置く企業や研究開発機能を持つ企業の立地が少ないなど、構造的な問題もみられます。

(5) 高齢化が急速に進行した地域を内包

本市の人口は、この10年間では微増となっており、人口減少社会を迎えたといわれる中で多少の人口増加を維持しています。

しかし、年少人口の減少、老年人口の増加傾向が続いており、老年人口率は22.0%（平成17年国勢調査）と三重県平均（21.5%）を上回っています。特に、美杉地域の老年人口率が高く44.2%にも達しています。また、芸濃地域、美里地域、白山地域も30%近くまで上昇しているなど、市内には、高齢化が急速に進行した地域がみられます。

(6) 中部圏と近畿圏の結節点

本市は、三重県の中央に位置し、県内の北勢、伊賀、南勢、志摩、奥伊勢、東紀州などを結ぶ交通ネットワークの拠点となっています。

また、中部圏と近畿圏との結節点に位置し、両圏域に容易にアクセス[※]が可能な交通条件を有しています。さらに、中部国際空港との海上アクセスを通じて国内・国外の諸都市と結ばれるなど、広域交流拠点として全国及び世界からの玄関口となる可能性を有しています。

3 時代の潮流

(1) 環境問題の深刻化

今日の環境問題は、地球温暖化や省エネルギーの問題をはじめ、地域での自然環境の保全や公害の防止、廃棄物の削減など、様々な課題を抱えており、その解決のためには、国、地方自治体、事業者、住民などすべての主体による行動が求められています。

本市においても、市民、事業者、市が協力して省エネルギー・省資源への取組、ごみの減量化・資源化への取組など、資源循環型社会の形成をめざすとともに、恵まれた豊かな自然環境との共生に取り組むことが必要です。

(2) 少子高齢化と人口減少の進行

わが国は、世界でも例を見ないスピードで高齢社会を迎えようとしており、高齢者の増加に対応した保健・医療・福祉対策、就業機会の確保、生きがいつくりの充実などが求められています。

さらに、少子化による人口減少傾向が加わり、特に生産年齢人口の減少によって地域経済やコミュニティの活力を維持することが難しくなり、これまでの右肩上がりの経済成長を前提としたまちづくりからの発想の転換が迫られています。

本市においても、急速に高齢化が進行した地域がみられるようになり、今後、人口も減少傾向に転じることが予想されます。そのため、地域の住民全体で、子育てや高齢者の活動などを支えあう地域社会の再構築が必要となっています。

(3) 地方分権の進展

地方自治体には、地方分権の進展により、様々な権限が移譲されてきていますが、道州制の導入の議論など将来における地方自治のあり方を展望すると、各自治体には、より一層自立性・独自性の高い効率的な行政経営が求められています。

本市においても、政策形成・実現能力の向上を図るとともに、市民が行政と情報を共有することなどにより、市民の自主的な活動を支援し、各地域の中で団体・グループ相互の連携を深めながら、地域の自治力を高め、市民と行政との協働による自立した地域運営の仕組みを構築する必要があります。

(4) 市民活動の重要性の高まり

少子高齢化の進行により、地域の中での支え合う関係づくりが大切になっています。また、自己実現や地域社会の課題解決のために、ボランティア活動やNPO活動に参加する人が増加しています。団塊の世代が定年を迎えることにより、その動きが一層加速し、自主的な市民の活動が社会の中で大きな役割を果たすこ

とが予想されます。

本市においても、市民の自主的な活動を促進するために、市民活動を担う人材の育成や市民同士のネットワークが形成されやすい環境づくりを進め、市民が主体となって支え合う地域社会を実現する必要があります。

(5) 国際化・大交流の時代

人・物・資本・情報・文化が地球的規模で活発に行き交い、企業だけではなく、地域・個人のレベルにおいても国際的な交流はますます広がっています。

本市においても、中部国際空港との海上アクセスを通じて、海外との交流が促進されやすい環境が整いつつあります。今後は、この機能を活用して地域の活力を高めるために、国際的な人材の育成と交流機能の充実を進めるとともに、増加を続ける外国籍市民にも暮らしやすい多文化共生社会の形成に向けた取組が必要となっています。

(6) ユビキタスネット社会への対応

インターネットやマルチメディア[※]等のICT[※]（情報通信技術）の急速な発展は、産業経済の構造変化を加速させているだけではなく、企業、地域並びに家庭での日常的なコミュニケーションの形を変えつつあり、国もユビキタスネット社会[※]の実現をめざし、ICT利活用の高度化を戦略的に推進しています。

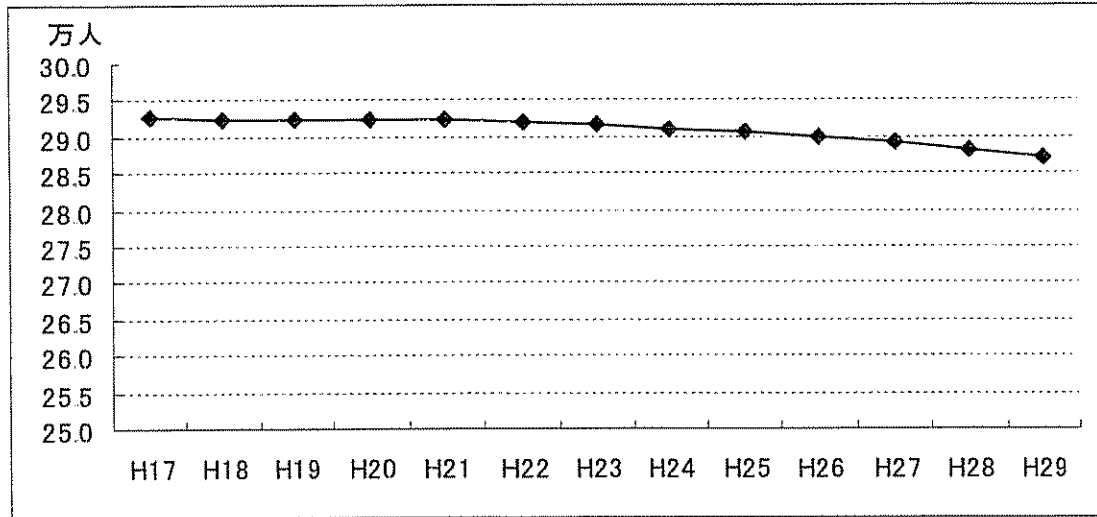
本市においても、広大な市域となったことを考慮すると、市民サービスの向上を図る手段としてICTの利活用を積極的に進めるとともに、市内の誰もが活用できるように情報通信基盤の整備を進める必要があります。同時に、ネット社会の問題も深刻になりつつあり、ネットワークのセキュリティ[※]確保やプライバシー保護などの対応も不可欠となっています。

4 人口・世帯の現状と今後のすう勢

(1) 人口の現状と今後のすう勢

本市の人口は、年々増加し続け、平成17年には29万2千人（平成17年住民基本台帳人口と外国人登録者の合計）となりました。しかしながら、今後は、減少に転じ、平成29年には28万7千人程度となることが見込まれます。

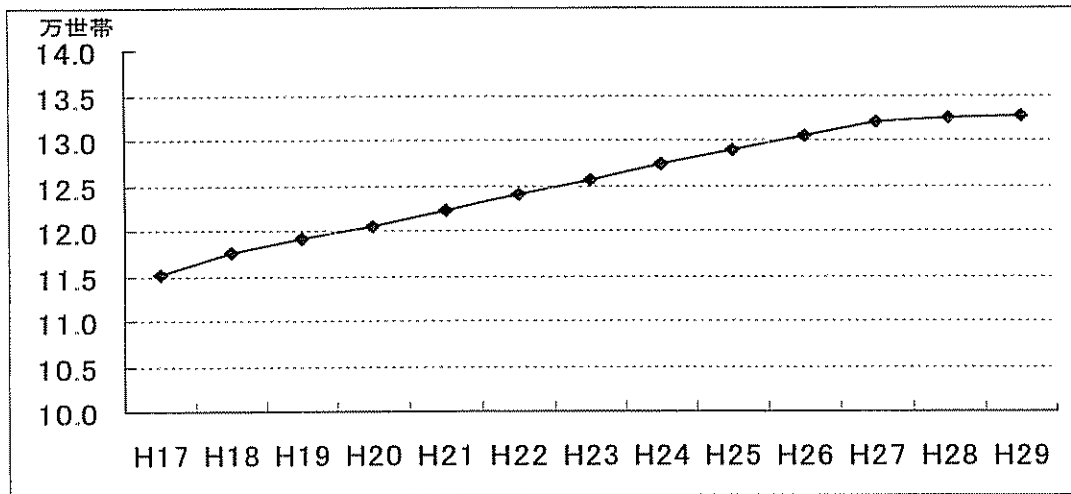
また、少子高齢化が進んでおり、平成17年国勢調査時点で65歳以上の老年人口率は22.0%、15歳未満の年少人口率は13.8%となっていますが、平成29年には、老年人口率は28%程度に増加し、年少人口率が12%程度に減少する見込みです。



(2) 世帯数の現状と今後のすう勢

本市の世帯数は、これまで増え続けており、平成 17 年には 11 万 5 千世帯となりましたが、人口減少に伴い、長期的には次第に減少していくと見込まれます。

ただし、核家族化の進展などにより、目標年次の平成 29 年においては、増加傾向を維持し、13 万 2 千世帯程度となる見込みです。



5 市民の意識

(1) 住民意識調査の概要

本計画の策定にあたり、基礎資料とすることを目的として、平成 17 年 9 月に「新市総合計画策定準備のための住民意識調査」を実施しました。

- ・ 調査対象 旧 10 市町村居住の 15 歳以上の男女 7,000 人
- ・ 抽出方法 住民基本台帳により旧 10 市町村を 14 地区に分類し、各地区 500 名を無作為抽出（旧町村は各 1 地区、人口の多い旧津市は 4 地区、旧久居市は 2 地区に区分）

- ・ 回答率 42.8% (有効回答数 2,983 件)

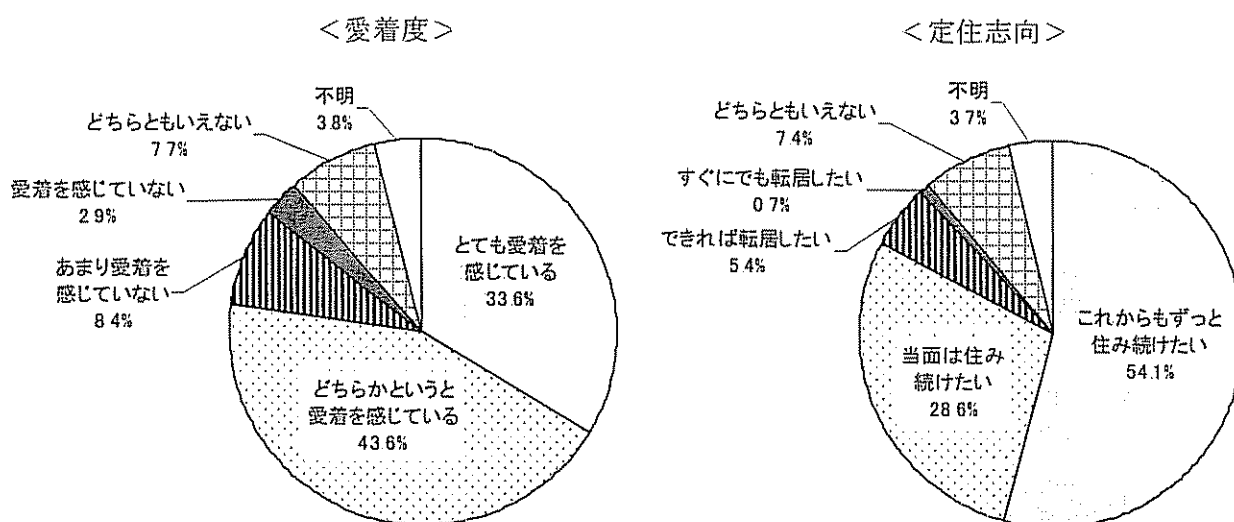
(2) 調査の結果について

「新市総合計画策定準備のための住民意識調査」によると、市民意識は、次のような特色がみられます。

① 定住志向が強い

「地域への愛着を感じている」、「住み続けたい」という意識を持つ市民は、ともに約 8 割を占めており、市民の定住志向が強い傾向にあります。

この定住志向は、年齢が高くなるほど強くなっているものの、市内の地域間の差はなく、市民全体の共通した意識と考えられます。



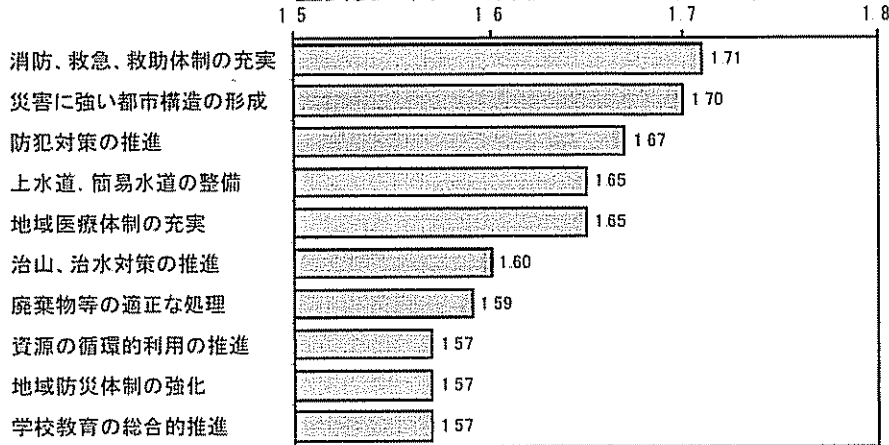
② 安全・安心に関する施策への関心が高い

施策の重要度評価では、「消防、救急、救助体制の充実」、「災害に強い都市構造の形成」、「防犯対策の推進」、「上水道、簡易水道の整備」、「地域医療体制の充実」、「治山、治水対策の推進」といった施策の重要度が上位に位置しており、安全、安心に関する施策の関心が高くなっています。

一方「上水道、簡易水道の整備」、「廃棄物等の適正な処理」、「資源循環的利用の推進」などの生活環境も含む環境に関する施策の満足度は高くなっています。

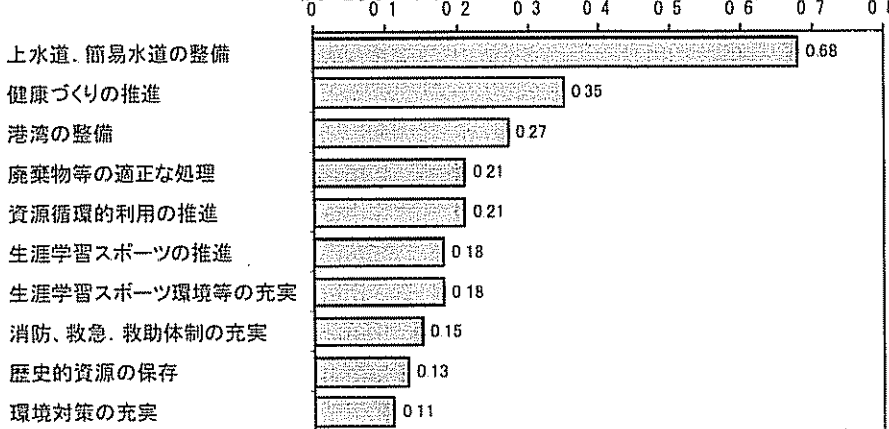
今後の施策の重要度としては、「高齢者福祉の充実」や「医療体制の充実」、「道路網の整備」、「下水道・排水処理施設の整備」などが上位に位置し、福祉、医療、基盤整備などの施策に期待する市民が多くなっています。

重要度が高いと評価された施策<上位 10 項目>



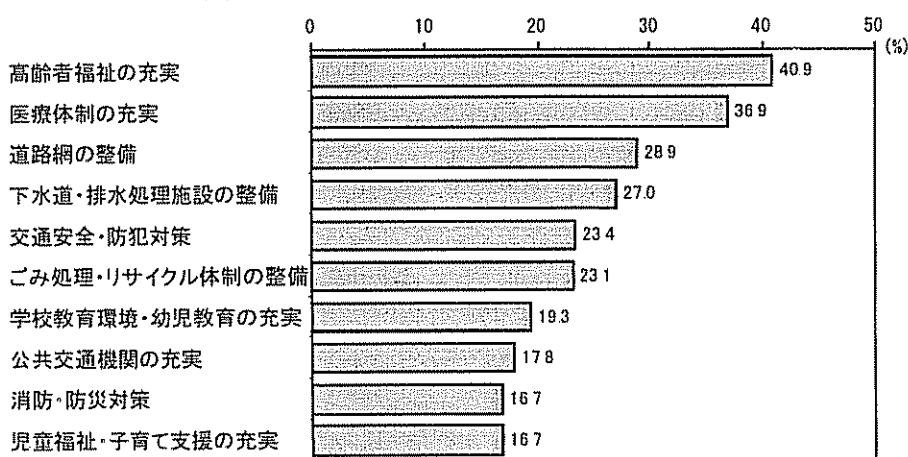
注) 図中、グラフの横軸は住民意識調査の平均得点(重要度の各回答肢に+2から-2までの得点をつけ、平均を算出)であり、この値が高い方が重要度が高いことを示す。

満足度が高いと評価された施策<上位 10 項目>



注) 図中、グラフの横軸は住民意識調査の平均得点(満足度の各回答肢に+2から-2までの得点をつけ、平均を算出)であり、この値が高い方が満足度が高いことを示す。

今後において重要度が高いと評価された施策<上位 10 項目>

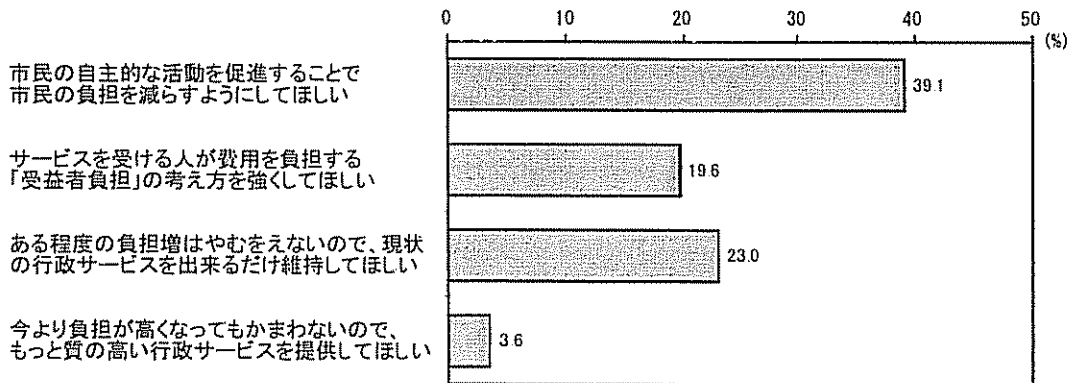


③ 行政サービスを維持・改善させるための、市民の活動への期待度が高い

「市民の自主的な活動を促進することで、市民の負担を減らすようにしてほしい」が約 4 割を占め、受益者負担や市民の負担増もやむを得ないという考え方の市民の割合を上回っています。

行政サービスの維持・改善を図るためには、市民の自主的な活動への期待度が高くなっています。

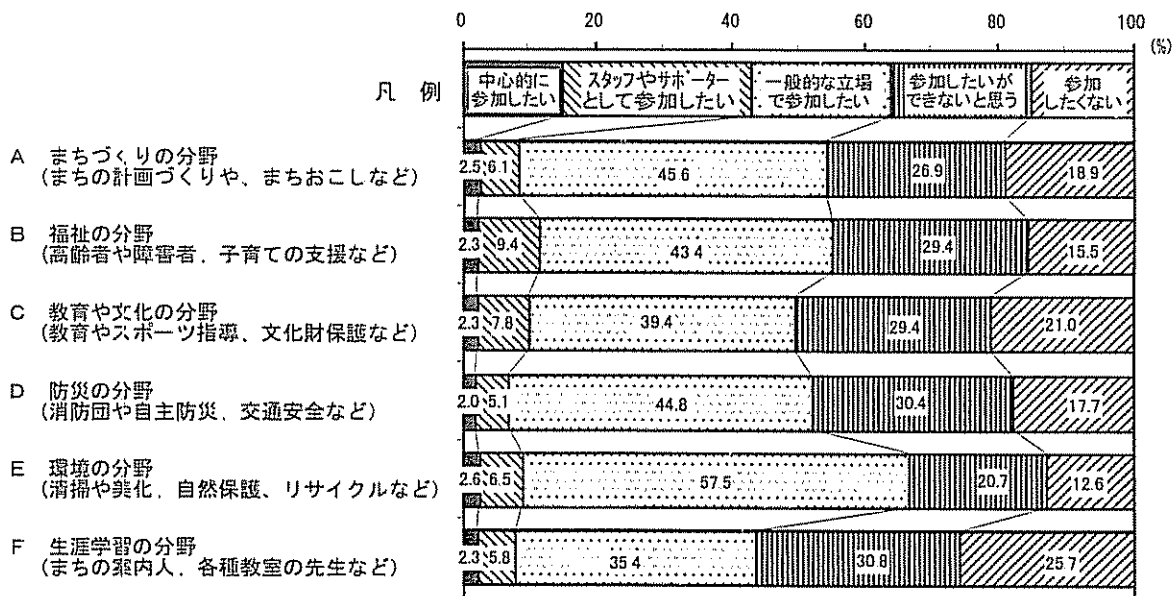
＜今後の津市の行政サービスのあり方＞



④ 地域活動への参加意向が高い

環境の分野を中心に、地域活動には半数以上の市民が参加意向を持っており、地域活動に参加する可能性のある市民は潜在的には多いと考えられます。そのために、多くの市民が参加できる仕組みづくりが重要になっています。

＜今後の地域活動への参加意向＞



6 本市の主要課題

(1) 多様性に富んだ地域資源の活用による魅力づくり

本市は、海から山にかけての多様な自然資源に恵まれているうえに、国定公園、

県立自然公園に指定されるなど、質的にも優れた自然環境を有しています。

また、これらの自然資源を活かしたレクリエーション施設をはじめ、温泉などの観光資源や歴史街道などの歴史・文化資源を有しています。

こうした多様性に富んだ地域資源を有効に活用して地域の魅力を磨き上げ、本市全体の魅力づくりにつなげる必要があります。

(2) 安全・安心対策の強化

住民意識調査における施策の重要度評価では、「消防、救急、救助体制の充実」、「災害に強い都市構造の形成」、「防犯対策の推進」などが重要度の高い施策の上位となっています。

また、今後の津市の行政サービスとして、特に重要な項目としては、「高齢者福祉の充実」、「医療体制の充実」などが挙げられています。

頻発する集中豪雨、発生が予想されている東海、東南海・南海地震、また犯罪の増加などの社会的な不安要素が高まっており、防災・防犯対策が重要な課題となっています。

また、高齢者世帯の増加が、将来の生活不安を高めることとならないよう、地域福祉、高齢者福祉及び医療体制の充実が求められています。

(3) 人口減少地域における地域力の維持・強化

市内の地域別人口動態をみると、老年人口率は美杉地域、芸濃地域、美里地域、白山地域で高い割合となっており、この4地域では、人口減少傾向が顕著になっています。

こうした傾向は、今後、さらに強まることが予想され、コミュニティの維持が難しくなる地域が発生すると考えられます。そのため、地域における市民の主体的なコミュニティ活動の支援や交流、連携の促進など、地域力を維持、強化する方策の充実が必要となります。

(4) 都市基盤整備の推進

公共下水道普及率、市道改良率は、県外の人口規模等が類似する都市と比べると低い水準にあり、基盤整備が遅れている面があります。また、住民意識調査結果では、今後の本市の行政サービスの中で特に重要な項目として「道路網の整備」「下水道・排水処理施設の整備」が挙げられています。

このように、良好な生活環境の確保や活発な都市活動の促進を図るためにも、整備が遅れている施設を中心とした都市基盤整備の推進を図る必要があります。

(5) 多様な産業資源の有効活用

本市の産業構造は、第3次産業の比重が高いものの、いずれの産業も一定の集積があります。こうした特性を活用した産業振興を図るために、農林水産業、工業、商業、観光など産業間の相互の連携による商品開発や域内流通の促進、産業観光[※]や関連サービス業の振興などを図るとともに、地域ブランドを確立して地域産業の付加価値を高めるなど、持続性の高い産業発展をめざす必要があります。

(6) 産業基盤の強化

本市には、様々な業種にわたる一定の企業が集積しているものの、地域経済を牽引する産業が少なく、研究開発機能を持つ企業も少ないなど、産業の力強さに欠ける面があります。

また、住民意識調査でも、「雇用機会の創出」が重点改善項目（満足度が低く、重要度が高い）に挙げられており、産業基盤の強化が課題となっています。

本市には、大学等の高等教育機関が集積しており、好調な経済発展が続く名古屋圏の影響を受けることができる地域にあります。こうした環境を活用して、大学・研究機関との連携による既存産業の高度化、研究開発型の産業集積、新規産業の育成などを図り、将来にわたって本市の活力を高めていくために必要な産業基盤を強化する必要があります。

(7) 公共施設の有効利用と再編

生涯学習施設やスポーツ施設など市民活動の場となる公共施設は、三重県の主要都市や、県外の人口規模等が類似する都市と比べても、その数は多く、また、県庁所在地として、三重県の各種施設が集中立地していることもあり、施設の整備水準は量的には高い水準にあります。

このように充実した施設を有効活用するためには、利用のしやすさへの工夫を行いながら、市民団体・グループの活動を促進するとともに、指定管理者制度など民間活力を利用した効果的な管理運営に取り組む必要があります。

一方で、利用頻度が乏しく、老朽化が進む施設もあります。施設の維持管理は継続的に大きな費用が発生することから、施設の有効利用と合わせて、効率的な利用が見込めない施設の見直しを進める必要があります。

(8) 行財政改革の積極的な推進

国と地方の長期債務残高は年々増加し、地方交付税等の動向も地方自治体にとっては厳しさを増すと予想されるなど、地方財政を取り巻く環境はますます厳しい状況になると予想されます。

合併後の本市は、約 710 km²の広大な面積の中で、都市部から急速に高齢化が進行した中山間部まで、課題の異なる地域を抱えていることから、行政需要も複雑、多様化しています。

こうした厳しい財政状況のもとで、地方分権時代に即して自立したまちづくりを推進するためには、地域性に配慮しながら、市民との協働の推進や効率的な行政経営を実現する観点に立った積極的な行財政改革の推進が不可欠です。

第2部 基本構想

第1章 津市の将来像

1 基本理念

少子高齢社会の到来など、私たちは今、時代の大きな変革に直面しています。

先例のない新しい道を探し求めていかなければならない時代にあって、まちづくりに最も大切なことは、地域の良さを認め、育て、活かし、これをより良い暮らしづくりに役立てていくとともに、力を合わせて未来の可能性を切り開き、活力のある地域社会を共に築いていくところにあります。

また、本市が10市町村の合併によって誕生したことを考慮すると、市民生活が抱える課題も地域によって異なっています。

このため、まちづくりにあたっては、地域の個性・特性を認め合うことと、合併に伴う一体感をつくること、この2つの要素をうまく組み合わせながら、市民生活のレベルアップを図っていく必要があります。

本市は、県都としての都市機能の集積と、豊かな自然と身近にふれあえる空間の余裕、広がりを持っています。青く美しい海があり、緑豊かな山があります。市街地もあれば田園もあります。さらに、様々な文化や歴史、風土があります。それぞれが個性や魅力を持っており、本市の「住みやすさ」を構成する大切な要素となっています。

また、人と人との社会的なつながりを大切にしていくことは、安心できる暮らしづくりにとって、また、人口減少社会における交流の拡大や活力の創造、さらには地域力の維持、向上にとっての基礎となります。

さらに、人と人との社会的なつながりを広げていく観点から、参加と協働のまちづくりを進めていくことで、地域の個性・特性を引き出し、その良さを互いに高めあいながら、一体感ある津市を築いていくことができます。

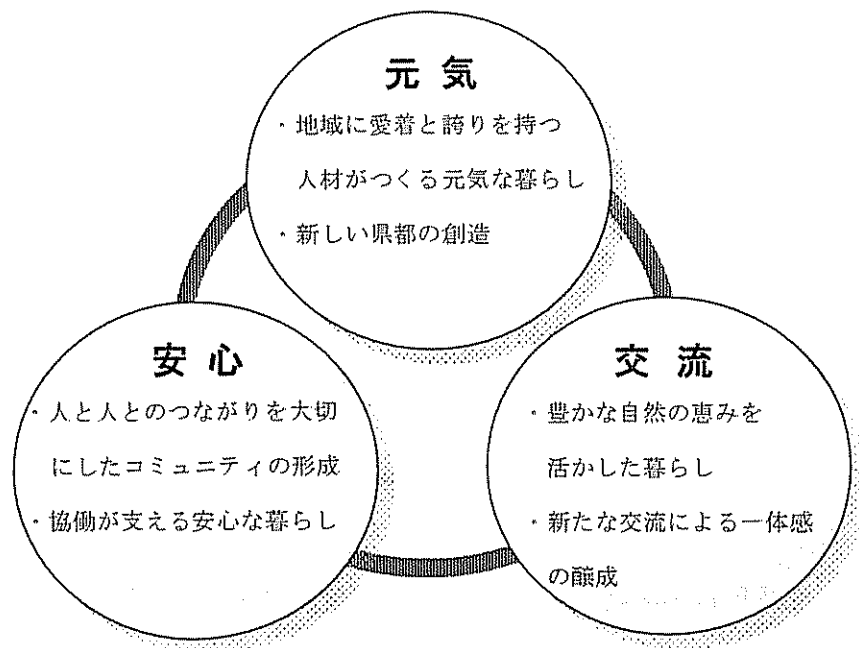
つまり、「住みやすさ」と「人と人とのつながり」を大切にしつつ、新しい時代に対応したまちづくりの仕組みを整え、誰もが「安心」して暮らせる舞台づくりに創意工夫を凝らすとともに、一体感を高める「交流」のまちづくりによって、新しい県都の姿を創造していくことが必要です。

新しい県都づくり、それは都市機能の集積や多様な地域の個性・特性を活かして、生き生きとしたライフスタイル[※]を実現し、新たな活力を自立的に創出していくことであり、また、三重県との連携、さらには県内外の都市との連携などにリーダーシ

ップを發揮しながら、県勢の發展と地方の確かな自立を先導する「元気」なまちを創造することにあります。

そこで、本計画では、次の3つを基本理念として掲げ、まちづくりの展開にあたって常に配慮していくことで、新しい県都づくりを進めていきます。

図 基本理念



■ 安心

人と人とのつながりを大切にしながら、地域の問題解決に取り組む自立したコミュニティが形成され、このコミュニティを中心に、暮らしの安心が協働によって支えられるとともに、ユニバーサルデザイン[※]の精神を尊重した誰もが住みやすいまちをめざします。

■ 交流

豊かな自然の恵みを活かした暮らしが営まれるとともに、都市と農村との連携や広域的な連携、さらには男女共同参画や多文化共生など、新たな交流を育むことで、多様性を尊重した一体感のあるまちをめざします。

■ 元気

地域に愛着と誇りを持つ人材が生まれ、こうした人材の活躍によって築かれる元気な暮らしを土台に、新しい県都を創造する取組が行われることを通じて、新たな活力や津らしさのある豊かな文化を創造するまちをめざします。

2 将来像

本市がめざすべき将来像については、基本理念を踏まえて、本市の特性である「住みやすさ」に磨きをかけていくことで、美しい環境のもと、安心できる暮らしの舞台を整えるとともに、その上で演じられる市民の様々な活動によって、多様な交流を育み、心豊かで元気な県都を創造していく姿を理想とし、本市の将来像として

「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」

と定めます。

3 想定人口

わが国では人口減少社会を迎え、本市の人口すう勢としても、平成 29 年には 28 万 7 千人程度まで減少することが見込まれます。そのなかで、本市を取り巻く社会経済情勢を展望すると、今後における国土形成の動きに対応しつつ、本市の成長可能性を追求することが望まれています。

まちづくりには、人口減少社会への備えと同時に、県都としての成長をめざした柔軟な対応が求められています。

このため、目標年次である平成 29 年度の想定人口については、まちづくりのための適正な人口規模として、28 万人から 30 万人と幅を持たせて設定します。

まちづくりにあたっては、将来の人口減少時代において、過大にならない範囲で本市の成長可能性を積極的に引き出すことにより、定住を促進し、人口減少社会の影響を最小限にとどめるとともに、交流人口 100 万人の新たな創出とこれに伴う消費拡大などを通じて、人口 30 万人規模の活力創造をめざします。

第2章 まちづくりの目標

本市の将来像を実現するため、次の5つの目標を設定し、まちづくりを進めます。

1 美しい環境と共生するまちづくり

自然環境への負荷の増大が地球規模での課題へと進展するなか、安心して暮らせる舞台を整えていくためには、地域における資源循環を促進するとともに、自然環境の保全や生活環境の整備、快適な都市環境の形成などが必要となります。

本市は、広大な市域の中に豊かな自然環境と多様な都市機能を有していますが、これらの特性をそれぞれ最大限に活かしながら、美しい環境と共生するまちづくりをめざします。

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

すべての市民が生涯を健やかに、生きがいを持って、安心して暮らしていくためには、発生が予測される東海、東南海・南海地震や気候変動による集中豪雨などの自然災害に対する十分な備えが必要とされています。また、日々発生する火災や増大する救急需要への対応、さらにはコミュニティの希薄化による犯罪の発生、増加する交通事故などの社会問題に対して、高まりつつある市民の不安感を解消していくことが求められています。

このため、人と人との絆、そして地域の絆を大切にしながら、災害や犯罪の心配のない、誰もが健康で安心して過ごすことのできる暮らしの場を整えるなど、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

3 豊かな文化と心を育むまちづくり

まちの魅力は、そこに住み、集う人々の様々な活動によって生み出され、これらの活動の高まりが固有の文化と新たな活力を育んでいきます。その際、地域固有の歴史と文化などを育み支えてきた高い市民力は、本市のまちづくりにとってかけがえのない財産です。そして、安心して快適な暮らしの舞台の上で、地域に愛着と誇りを持つ市民の手によって地域の魅力が磨き上げられていくことで、暮らしが輝くまちを形づくっていくことができます。

このため、誰もが互いを尊重し、地域の良さを認め合いながら、連携と交流を深めるとともに、生涯を通じた学習機会の充実やスポーツ振興を通じて、次代を担う人づくり、地域社会を担う元気な人づくりを進めるなど、豊かな文化と心を育むまちづくりをめざします。

4 活力のあるまちづくり

人口減少社会を迎えたなかで、本市の活力を高めていくためには、県都として集積された都市機能や多様性に富んだ産業構造の特性、さらには県域の中心都市、中部圏と近畿圏の結節点という地理的特性を活かし、国土形成の動きや経済環境の変化にも柔軟に対応しながら、本市の成長可能性を追求していく必要があります。

このため、広域交流拠点としての特性を最大限に活かしつつ、新たな連携と交流を創出し、本市の求心力を高めていく観点から、交通ネットワークの形成とこれと連動した都市機能の整備や産業の集積を図ることなどによって、活力のあるまちづくりをめざします。

5 参加と協働のまちづくり

少子高齢社会が進行し、市民ニーズ[※]が多様化する中で、暮らしに求められる公共サービスの充実を図っていくためには、市民の知識や知恵、行動力を積極的に活かす観点から、市民活動の活発化や情報共有を促進しつつ、まちづくりにおける市民との協働を積極的に進めていく必要があります。

このため、公共サービスを担う市民の自主的な活動への支援などを通じて、ユニバーサルデザインの浸透や男女共同参画社会、多文化共生社会の実現に取り組むとともに、市民、事業者、大学、行政の力を結集して、それぞれの主体が役割分担しながら取り組む参加と協働のまちづくりをめざします。

第3章 土地利用構想

1 土地利用の基本方針

本市は、広大な市域面積を有し、長い汀線を持ち、海に向かって開けています。

また、海岸部から、平野、丘陵、山間部へと連なる地勢は、温暖な気候や県都としての都市機能の集積と相まって、人々が「住み、働き、学び、憩う」ために適した条件を備えているといえます。

本市における土地利用は、こうした暮らしの場としての優れた特性をさらに磨き上げるとともに、その恩恵をすべての市民が受けることができるよう、地域間の有機的な連携のもと地域の特性をさらに高めていくことを基本とします。

また、土地利用の現況等を考慮しながら、本市の将来像とまちづくりの目標を実現するために、次のような考え方のもとに土地利用を進めます。

(1) 計画的な土地利用の推進

人口減少社会を迎えるなか、地域特性に応じた土地利用の規制、誘導を図るとともに、無秩序な市街地の拡大を抑制し、人口に見合った市街地の規模への誘導と、社会資本の維持管理コストをできる限り抑制する観点に立った効率的な土地利用の実現をめざします。

また、都市計画の見直しなどを通じて、住宅、商業、工業などの適正な機能配置をめざした計画的な土地利用を推進します。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

災害に強いまちづくりを推進するため、森林の保水力の向上、河川の改修、急傾斜地等の災害危険箇所対策などの促進に努めるとともに、災害時の避難地や延焼の遮断帯として機能する公園等のオープンスペースの計画的な配置、避難道路や緊急輸送道路等の整備や建物、都市基盤の耐震化などの防災機能の拡充を図ります。

また、活断層等の付近や浸水等の災害発生に著しく影響を受ける区域等については、都市的な土地利用の抑制を図るなど、土地利用上の配慮に努めます。

(3) 地域特性に応じた暮らしの場の形成

中心市街地や公共交通の結節点などの都市機能が集積している市街地においては、景観に配慮しつつ、土地の高度利用や民間の集合住宅等の整備を促進するなど、都市機能を充実、強化することによって、コンパクトな市街地の整備をめざします。

また、その他の地域においても、生活の拠点としての機能の維持、強化を図り、コンパクトな生活圏の形成をめざします。

さらに、交通ネットワークの整備、充実によって、各地域間の連携、強化を図るとともに、合併以前の行政界に捉われない一体的な土地利用を図るなど、様々な機能を利用できる利便性の高い暮らしの場の形成をめざします。

(4) 成長可能性を引き出す土地利用の誘導

人口減少時代のまちづくりを基本に置きつつ、経済や国土形成の動きなどに対応した活力あるまちづくりの展開が図れるよう、将来の人口減少時代において過大にならない範囲で、本市の成長可能性を引き出すための計画的な土地利用の誘導を図ります。

特に、津インターチェンジ周辺など交通の利便性の高い地域においては、新たな連携と交流を創出する産業の集積や都市施設の配置など、中心市街地と役割分担し、互いに相乗効果を引き出すことができるような都市機能の整備に努めます。

(5) 豊かな自然環境の保全・活用

環境面や景観面、さらには動植物の生態系など、多様な公益的機能を持つ森林等の自然環境については、針葉樹林の広葉樹林化や針広混交林への移行、これらと連携した獣害対策などを積極的に推進するとともに、これらの自然と調和した土地利用を推進します。

また、グリーンツーリズム[※]や二地域居住[※]など、近年の高まっているニーズに対応した環境整備を進めます。

(6) 良好な農村集落と魅力的な田園環境の形成

農村集落については、将来的にも快適な生活を過ごすことができるよう、良好な集落環境の整備、生活利便施設の適正な配置などを推進します。

また、食糧の生産・供給の場はもとより、環境保全機能、防災機能やレクリエーション機能などの多面的な機能を有する農地やため池については、積極的に保全するとともに、農村の美しさや良さを維持しながら、魅力的な田園環境の形成を図ります。

2 ゾーン別の土地利用方針

土地利用現況の類似性や、まちづくりとしての地域的、空間的なまとまりを考慮し、地域の特性に応じた暮らしの場を形成する観点から、市域を「都市ゾーン」、「農住ゾーン」、「自然環境共生ゾーン」の3つのゾーンに区分します。

3つのゾーンは、それぞれの土地利用の特性を活かしながら、ゾーンごとの役割に基づいて、相互に連携、補完し合うことで、本市の一体的な発展をめざします。

【都市ゾーン】

都市ゾーンは、県庁所在地として、国、三重県の行政機関や文化施設が数多く立地しているほか、企業の本社、支店、営業所が多数開設され、経済活動の拠点となっているとともに、国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学などの高等教育機関、国立大学法人三重大学附属病院、独立行政法人国立病院機構三重中央医療センターなどの医療機関が集積しています。また、国道23号、国道165号、近鉄、JRの沿線の平坦地や海岸部などに市街地が広がるとともに、波静かな海では水産業や海洋スポーツなども盛んであり、沿岸域の多様な利用も図られています。近年は、郊外部での宅地開発や伊勢自動車道のインターチェンジ周辺等において大規模小売店舗の立地や工業団地の開発が進められ、市街地が拡大する一方で、中心市街地の相対的な活力低下が懸念されています。

このゾーンでは、住宅地とのバランスを図りながら、商業・業務、工業などの産業機能の高度化及び新たな都市機能の誘導を促進するとともに、海などの自然を活かした快適な空間の形成や利便性の高い市街地の整備を進めます。

【農住ゾーン】

農住ゾーンは、主に農業を振興する地域として、農地、農村集落、山林等で構成されています。また、平坦部から丘陵部、山間部へとなだらかに変化する地形に合わせて、住宅、農村集落、農地、森林などの多様な土地利用が図られています。

このゾーンでは、無秩序な開発を抑制しながら、都市的土地利用、農業的土地利用、自然的土地利用が調和した土地利用の誘導を図るとともに、優良な農地や田園環境の保全、農業や林業の振興によって、ゆとりと潤いのある魅力的な空間の形成を進めます。

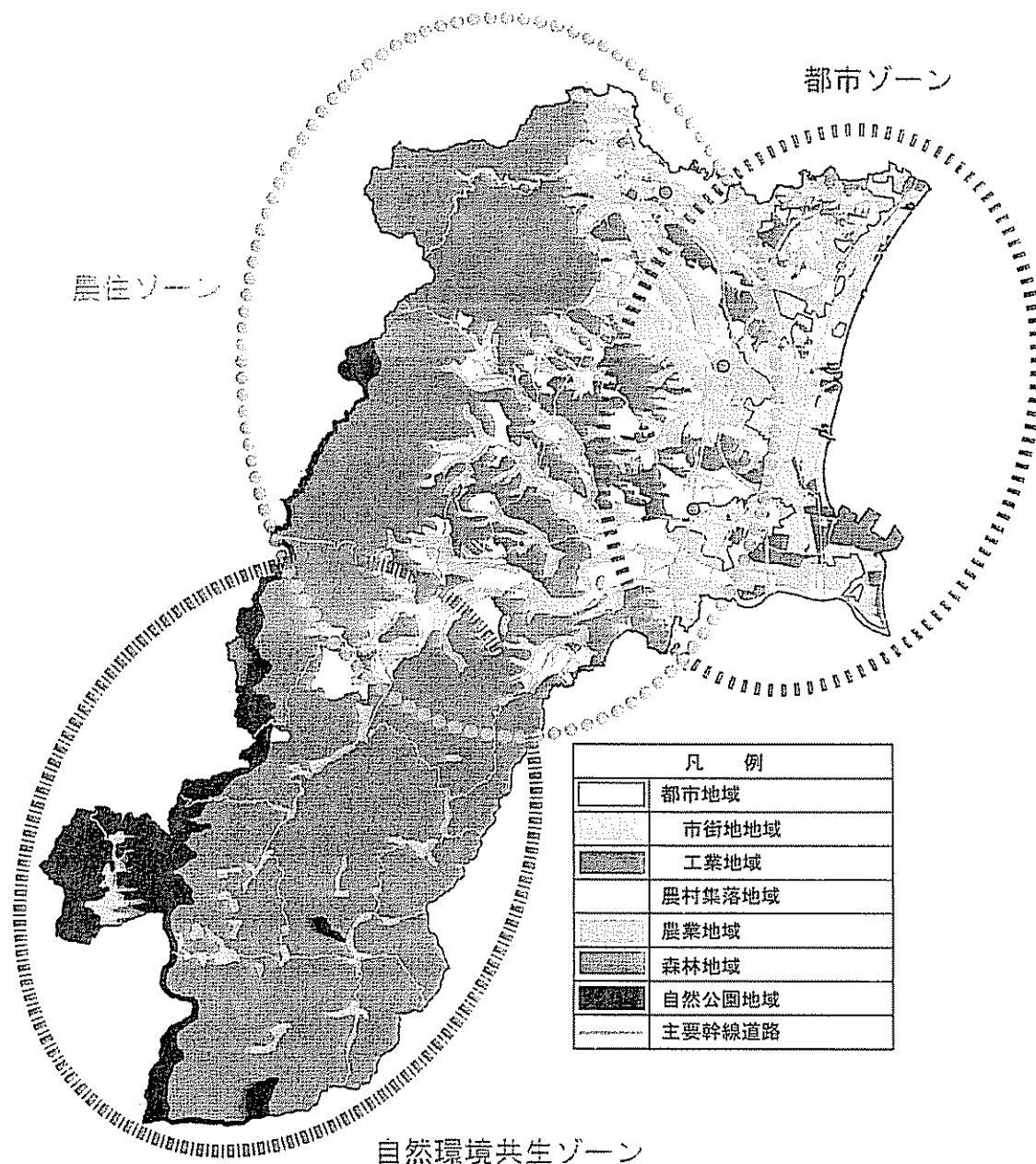
【自然環境共生ゾーン】

自然環境共生ゾーンには、緑豊かな森林を有し、特に西部の市境界付近には自然公園地域、特別保護地区及び特別地域に指定された区域があります。また、森林は、スギ、ヒノキの人工林化が進み、薪炭材などを採取するために利用された広葉樹林

(二次林)が占め、水源かん養、土砂災害や水害防止等の国土保全機能、多様な生物が生息する場としての生態系保全機能、さらには、レクリエーションや四季折々の美しい景観を提供する場などとしての公益的機能を有しています。しかし、林業の衰退や過疎化の進行などに伴い、地域の活力は失われつつあり、森林が持つ機能も低下しています。

このゾーンでは、豊かな自然環境と森林資源を保全、活用し、これらが持つ公益的機能の維持増進を図りながら、林業や農業の振興、観光による人と人との交流、二地域居住や定住の促進などを通じて、自然の恵みを積極的に活かした空間の形成を進めます。

図 土地利用のゾーニング[※]



3 まちの骨格形成方向

土地利用の基本方針に基づくまちの骨格形成にあたっては、地域資源を有効に活用しつつ、周辺地域との広域的な役割分担のもとに、新たな連携と交流の創出を図ることなどにより、県都としての成長可能性を追求していく必要があります。そのため、市内外のみならず、県域、さらには中部圏や近畿圏における国土形成の動きを展望しつつ、広域的なネットワークの拠点を配置、形成することで、本市の求心力を高めます。

(1) 拠点の配置

広域的なネットワークの拠点は、広域連携軸としての幹線道路の沿線に配置することを基本とし、その形成にあたっては、既存の都市機能や自然資源を活用し、広域的にも魅力のある場として、多くの人々をひきつけ、本市の求心力を高めることができる機能の充実、強化をめざします。

【交流拠点】

県都の玄関口にふさわしい、多様な交流の拠点となる都市核として、津駅周辺地区、大門・丸之内地区、さらには津新町駅周辺地区までのエリアを位置づけ、都市活動を支える居住、商業・業務、教育、文化、交流などの多様な機能が複合化した拠点として機能整備を進めます。

また、久居駅周辺地区を副都市核として位置づけ、本市南部の玄関口として、都市核を補完する副次的な都市機能の整備を進めます。

この都市核と副都市核を交流拠点とし、さらに、新たな交流と活力を創出する拠点として、津なぎさまち及びその周辺を位置づけ、海の玄関口として世界に開かれた交流機能の向上とさらなる賑わいの創出の場となるよう取組を進めます。

【産業拠点】

本市における産業振興の拠点として、中勢北部サイエンスシティとニューファクトリーひさいを位置づけ、鈴鹿市、亀山市、四日市市など北勢地域に集積する産業との連携を図りつつ、企業立地を積極的に促進するとともに、国立大学法人三重大学等高等教育機関などとの連携のもとに、産業間連携や産業育成の取組を強化し、研究開発型の産業基盤整備を進めるとともに、既存産業の高度化を図ります。

【新産業交流拠点】

県都としての活性化を牽引し、本市の求心力を高める新たな産業交流拠点として、津インターチェンジ周辺地区を位置づけ、広域的な陸の玄関口にふさわしい新たな機能を誘導し、圏域内外との交流を展開する拠点の形成をめざします。

また、中勢北部サイエンスシティ等における企業立地の動向を見極めつつ、中心市街地の活性化など、本市の経済活動に波及効果をもたらす産業機能の立地可能性を追求します。

さらに、美杉地域をはじめとした中山間地域においては、バイオマス[※]等を活用し、環境保全や雇用の創出など、中山間地域の活性化の拠点となる地域循環型産業の新たな拠点の形成をめざします。

【歴史文化拠点】

本市が有する歴史文化の魅力を磨き上げ、全国的に発信する拠点として、一身田寺内町、津城跡（お城公園）周辺、多気北畠氏城館跡周辺地区を歴史文化拠点と位置づけ、歴史文化環境の保全とこれを活かした市民参画型のまちづくりを進めます。

また、これらの拠点の集客性を高める観点から、関係自治体などとの連携のもとに、歴史街道を活用した広域的な文化ネットワークの形成を進めます。

【レクリエーション拠点】

豊かな自然環境などを活かして、保養、レクリエーションの機能を高めるため、榊原温泉、青山高原、経ヶ峰、錫杖湖周辺、君ヶ野ダム周辺、御殿場海岸、香良洲海岸をレクリエーション拠点として位置づけ、周辺環境の整備や四季折々の景観が楽しめるイベントの開催などを通じて、中部圏、関西圏を中心に多くの人々が訪れる拠点としての魅力の向上を図ります。

(2) 交通ネットワークの形成

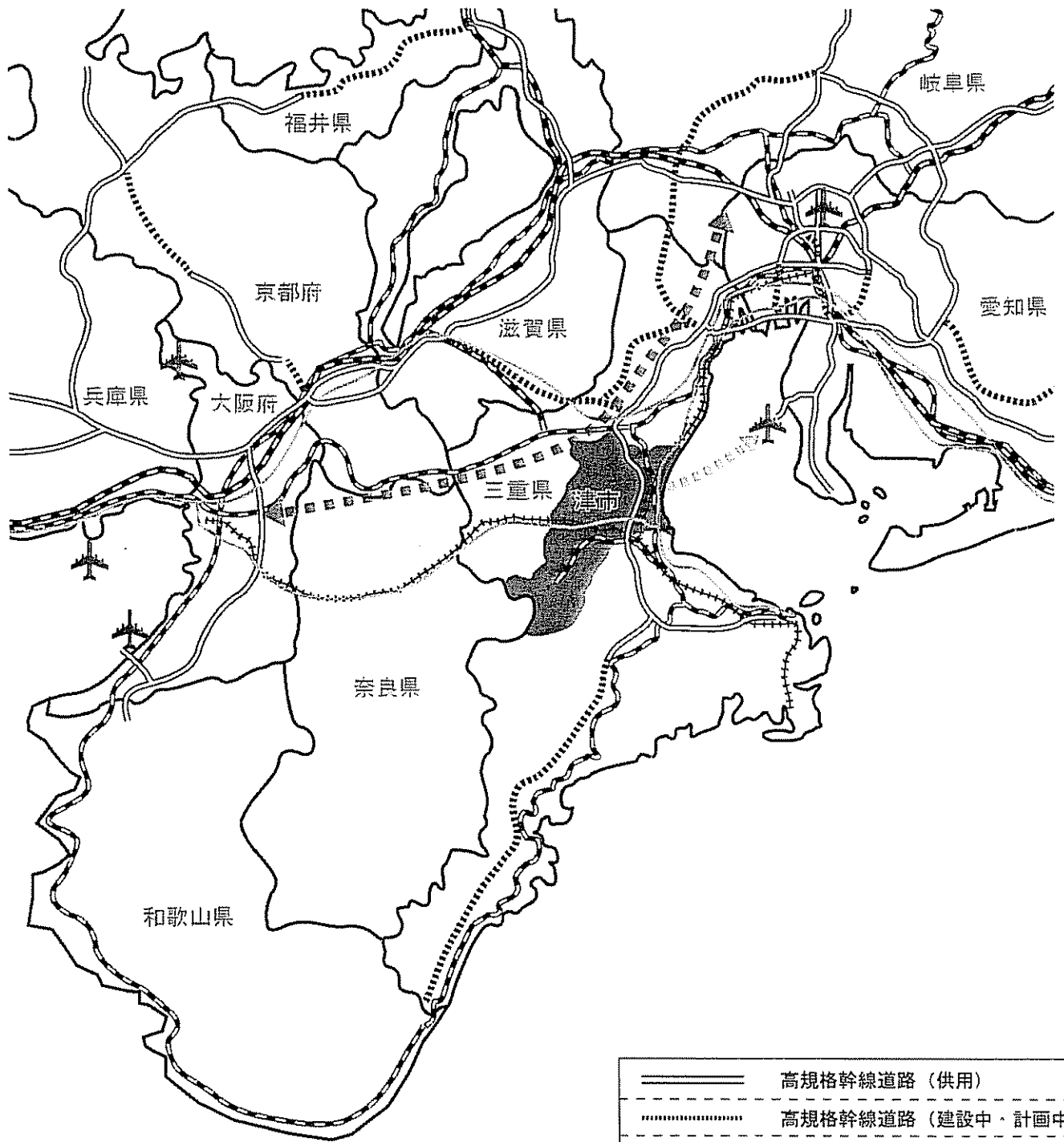
本市のまちづくりにとって、総合的な交通ネットワークの形成が不可欠となります。

このため、本県の北勢地域、南勢地域、あるいは中部圏、関西圏との連携を可能とする鉄道網や広域幹線道路網はもとより、リニア中央新幹線、新名神高速道路などの国土軸、さらには、中部国際空港への海上アクセスを通じて世界とつながる国際軸を結ぶ広域連携軸の充実、強化をめざします。

一方、市域における各地域間の移動を円滑化し、すべての市民が都市的サービスを享受し、本市の生活圏域、経済圏域の一体性を高めるため、域内の道路交通網の形成等を通じて、環状放射型の道路交通体系の確立をめざします。

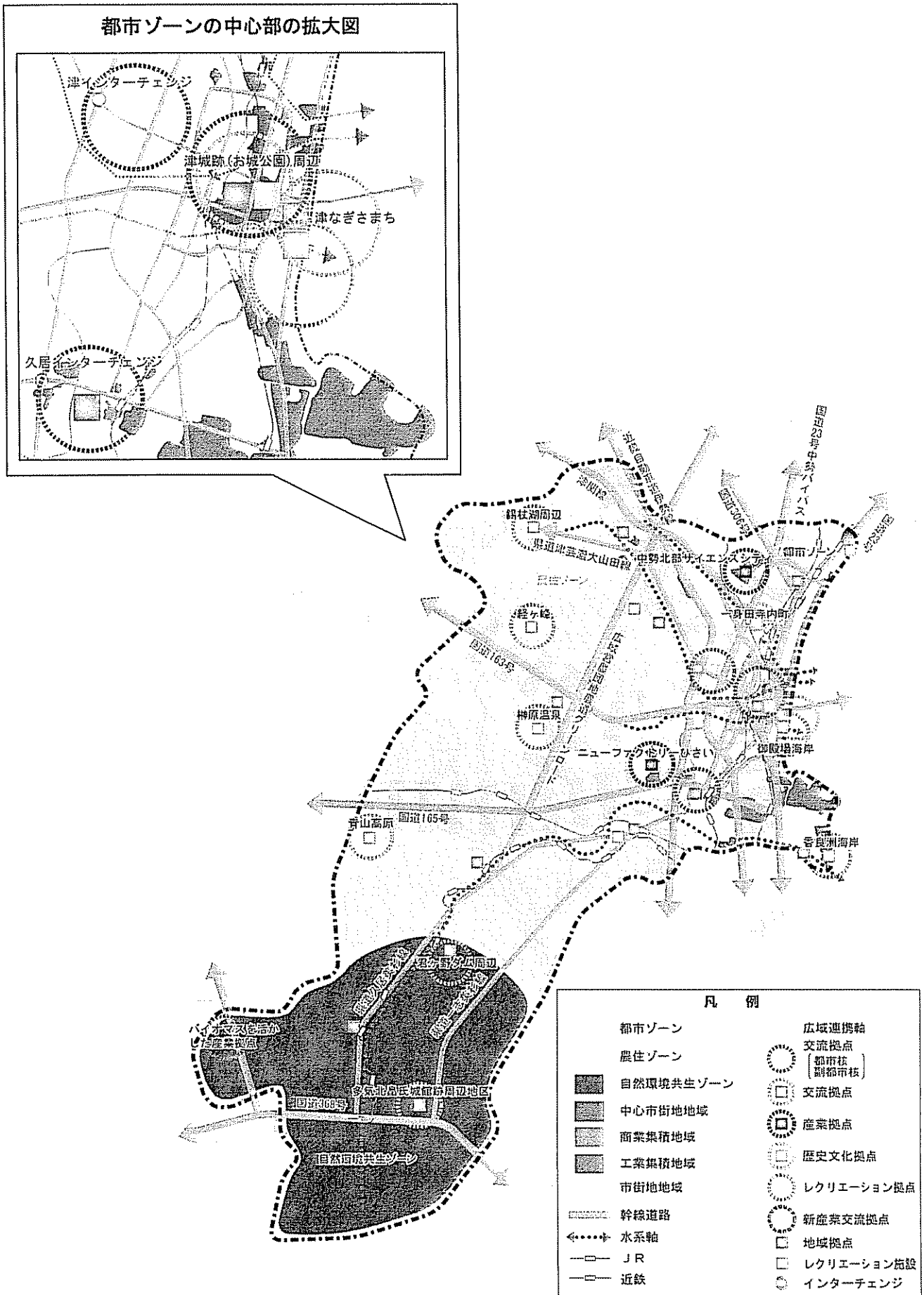
また、自動車交通の利便性にとどまらず、バスや鉄道などの公共交通の有機的な連携、地域の特性に合ったコミュニティ交通[※]の導入を進めるとともに、新たな公共交通サービスの導入可能性についても研究を行うなど、市民の誰もが移動のしやすい総合的な交通ネットワークの形成をめざします。

図 主要な広域交通体系



	高規格幹線道路 (供用)
	高規格幹線道路 (建設中・計画中)
	主要な国道
	リニア中央新幹線
	鉄道 (JR)
	鉄道 (近鉄)
	海上ルート
	空港

図 まちの骨格の形成イメージ



第4章 まちづくりの施策体系

まちづくりの目標を達成し、将来像を実現するため、次の施策体系に沿って、事務事業の効果的な推進を図ります。

なお、合併協議において市町村間の合意事項として本市に引き継がれた20事業については、施策体系に位置づける分野別の取組方向に沿って、重点プログラムや基本計画等において事業のあり方を検討し、具体化のうえ、効果的な推進を図ります。

1 美しい環境と共生するまちづくり

(1) 循環型社会の形成

ごみの減量や適正な処理、さらには資源の循環利用や環境改善のルールづくりなどを通じて、持続可能な循環型社会の形成をめざします。

- 地域における資源の循環的利用を推進するため、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3R[※]運動など、ごみゼロ運動の積極的な展開や、再生資源の利用拡大などを図ります。
- 廃棄物等の適正な処理を推進するため、環境に配慮した安全で安心な処理方式の採用による新最終処分場の建設を推進します。
- 環境への負荷の少ない社会の形成を図るため、効率的なエネルギー利用や省エネルギー対策の推進、風力を利用した発電などの新エネルギーの利活用を推進します。
- 行政が率先的に、環境改善のためのルールを確立し実行するとともに、市民が自主的に環境行動に取り組むための拠点を整備しつつ、市民・事業者・行政のそれぞれが役割分担と責任を認識し、連携して環境行動を実行する社会の形成に努めます。
- 美しい環境づくりは、市民がこぞって参加することにより実現できるものであるとの観点から、ごみ問題、自然環境保全、地球温暖化防止など環境問題への市民の意識高揚と環境活動への参加を促すため、さまざまな機会を通じた環境教育を充実します。

(2) 次世代に残す自然環境の保全・創造

環境活動の推進や、環境保全対策の充実を図ることにより、恵まれた自然環境を保全、創造し、次世代へと継承していきます。

- 地域特性に応じた多様な自然環境の保全を図るため、造林、間伐等による森林整備や水源かん養など長期的視野に立った森林環境保全を進めるとともに、さまざまな生物の生息や生育などに配慮した、河川や海岸などの水辺環境、田

園・里山の保全などを推進します。

- 自然環境を守り、育てるため、大気、水質等の環境調査を継続的に実施し、その結果を公表することによって環境情報の共有化を図りながら、市民・事業者・行政がみずからの責任において行う取組や、それぞれの主体が一体となった環境保全活動への取組を推進します。

(3) 快適な生活空間の形成

地域の特性を活かした定住環境の整備や景観の創出など、快適な生活空間の形成をめざします。

- 良好な市街地の形成を図るため、計画的な整備に努めるとともに、密集した住宅地などにおける居住環境の改善と快適な生活空間の形成をめざし、土地の合理的かつ健全な利用と都市機能の更新を進めます。
- 良好な住環境の形成をめざし、市街地においては、地区計画制度の活用促進などを通じて、建築物の形態や用途等の土地利用規制の適用を行います。市街地周辺等における既存の集落については、自然環境との調和を図りながら住環境の整備、保全を進めます。また、新たな住宅地の供給については、住宅需給の動向を勘案しながら計画的な誘導調整に努めるほか、公営住宅の計画的な改善・改修等を図ります。
- 良好な景観の形成を図るため、自然資源、歴史的資源等の保存と活用を図りつつ、地域特性を活かした美しい生活空間の創造に努めます。また、建築物等についても、良好な景観を形成する観点に立った誘導を図ります。
- 公園については、良好な景観を備えた地域の形成やニーズの変化を考慮しつつ、身近なスポーツ・レクリエーションや市民交流の場として、市民が安全で快適に利用できるよう、適正な維持管理と計画的な整備を進めます。また、河川、海岸、池沼等についても親水空間としての形成を促し、多様な活用を図ります。さらに、緑地の適正な保全を図るとともに、市民等の協力のもと緑化を推進します。

(4) 生活基盤の整備

将来にわたる安全で快適な日常生活の実現をめざし、恵まれた環境を最大限に活かしながら、上水道、下水道、生活道路などの生活基盤の整備を進めます。

- 上水道については、水源の保護や計画的な浄水・配水施設などの整備を進めるとともに、河川流域の環境保全や水質管理の強化などを通じて、安全で良好な水質の確保に努めます。簡易水道については、上水道での給水が困難な地域における計画的な施設整備を図ります。

- 生活排水については、流域関連公共下水道など公共下水道の整備をはじめ、農業集落排水施設の整備、浄化槽の設置等を促進するなど、伊勢湾や河川など公共用水域の水質の保全や生活環境の向上を図ります。
- 市民の日常生活を支える生活道路については、安全性の確保や利便性の向上を図るため、狭あいな道路の拡幅や歩道の整備などを行うとともに、バリアフリー[※]化等によって、すべての人に優しい道路空間の創造に取り組みます。
- 斎場については、現有施設が老朽化しているため、新斎場の建設に向けた取組を進めます。

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

(1) 安全なまちづくりの推進

地震、風水害等の自然災害に対し、地域特性に応じた防災機能の向上を図りつつ、消防体制の整備を進めるとともに、交通安全対策や防犯活動の充実を図るなど、安全なまちづくりを進めます。

- 各種の災害から市民を守るため、今後予想される大規模な地震時において、火災発生により延焼の可能性が大きい密集市街地等については、延焼防止が可能な市街地の形成に努めるとともに、海岸部では津波等の災害に備えた施設の整備、山間部では急傾斜地等の土砂災害対策などの促進に努めます。また、防災行政無線の整備、住宅、学校、公共建築物、水道などの耐震化を図るとともに、緊急時における伊勢湾ヘリポートの利活用を促進するなど、災害に強いまちの形成をめざします。さらには、地域における防災体制を強化するため、地域消防のかなめとなる消防団の充実や自主防災組織の育成を図るとともに、自主防災活動に資する災害用資機材や被災者の避難に備えた備蓄品の配備に努めます。
- 地域特性に応じた総合的な治水・治山対策の推進を図るため、森林の水源かん養[※]機能の向上や土砂災害対策をはじめとして、河川、海岸堤防の改修を促進します。また、排水施設の整備を進め、浸水の防除に努めるなど、上流から下流まで一体的な取組を進めます。
- 消防需要や様々な災害に的確に対処するため、防災拠点となる消防庁舎の耐震化や消防設備の計画的な整備・更新など、消防力の維持・向上を図ります。また、災害時等における対応能力を強化するため、人材の育成・確保や資機材の整備、関係機関との連携を進めるなど、消防力の適正な配置に留意しながら、消防体制の充実を図ります。さらに、消防無線のデジタル化や消防の広域化など消防を取り巻く広域的な課題に対しては、国、三重県等の関係機関と連携した取組を進めます。

- 子どもや高齢者などの交通弱者に配慮して、交通安全施設の更新や整備を進めるとともに、交通安全意識の高揚に向けた取組を進めるなど、交通安全対策を推進します。
- 防犯意識の高揚を図るとともに、関係機関と連携した防犯活動の充実や暴力追放に向けた取組など、市民が犯罪にあわないで暮らすことができるよう、防犯対策を推進します。
- 消費者の保護を図るため、消費生活センターにおける相談活動や広報、ホームページ[※]による啓発活動、適正な計量検査業務など、消費生活に関する総合的な取組を進めます。

(2) 健康づくりの推進と地域医療体制の充実

豊かな人生の実現をめざし、市民自らの健康づくりを積極的に支援し、乳幼児期から高齢期に至る生涯を通じての健康づくりを推進するとともに、地域医療体制の充実を図ります。

- 市民一人ひとりが健康づくりへの意識をもち、自ら健康管理ができるよう、正しい知識の普及とわかりやすい情報提供のもと、病気の発生そのものを予防する健康的な生活習慣づくりを推進します。また、健康教育、健康相談、保健指導の充実を図ることにより、生活習慣病の予防に努めます。さらに、ヘルスボランティア[※]の育成や、市民参加による健康づくりのネットワークを広げ、健康づくりの活動の場を増やしていきます。
- 医療機関と連携し、初期救急[※]から三次救急[※]に至る救急医療体制の充実を図るなど、どこでも誰でも安心して医療が受けられる体制づくりを進めます。また、国立大学法人三重大学医学部附属病院の再編整備に合わせた救命救急センターの設置を促進するとともに、成人を対象とした初期救急医療の拠点施設整備に取り組むなど、地域医療体制の充実を図ります。

(3) 地域福祉社会の形成

市民が共に生き、支えあいながら安心して暮らせる地域福祉社会の形成に向けて、地域における福祉活動の充実をはじめ、高齢者、障がい者、児童等の福祉の充実を図ります。

- 子どもや高齢者、障がい者が地域の中で支えられ、安心して暮らせるように、社会福祉協議会をはじめとする各種関係団体と連携し、地域で支えあう福祉のネットワークづくりに取り組むなど、地域福祉の充実を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、在宅福祉や生活支援の充実を図るとともに、地域における健康づくりや生きがいづくり活

動を促進します。また、介護サービスをはじめ、様々なサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供されるよう、**地域包括支援センター**の充実・強化など地域ケア体制を充実するとともに、介護保険制度の適正な運用などにより、高齢者福祉の充実を図ります。

- 障がい者（児）が将来にわたり安心した生活がおくれるよう、在宅福祉サービスや生活相談機能など生活支援の充実を図るとともに、自立と社会参加を促進するため、関係機関と連携した雇用の促進を図るなど、障がい福祉の充実を図ります。
- 子どもの健全な育成を図るため、多様なニーズに応じた保育サービスの充実、さらには就学前教育の観点も踏まえながら、保育所と幼稚園との連携に努めるとともに、地域における子育て相談体制の充実、子育て支援活動のネットワーク化を推進し、安心して子どもを生き育てられる環境づくりを進めます。また、保育施設の改修・整備など保育環境の向上に努め、児童福祉の充実を図ります。さらに、関係機関との連携による児童虐待の防止、発達支援、療育センターの充実など、児童や保護者への支援体制の強化を図ります。
- 一人親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、子育て支援の各種事業の効果的な活用や相談体制の充実に努めるとともに、手当や福祉資金貸付制度等による経済的支援を進めます。また、母子世帯については、就業に効果的な技能習得の支援や関係機関と連携した就労の促進を行うなど、母子・父子福祉の充実を図ります。
- 市民の健康と生活を支える国民健康保険制度の健全な運営に向けて、保険料の適正な賦課と安定的な収納の確保、医療費の適正化に努めるとともに、特定健診・特定保健指導・各種ガン検診の推進により、疾病の予防、早期発見に努め、医療費の抑制を図ります。
- 生活に困窮する相談者等に対して、適切な助言、指導を実施していくとともに、各関係機関との連携を強化し、支援体制の充実に努めるなど、低所得者福祉の充実を図ります。

3 豊かな文化と心を育むまちづくり

(1) 生きる力を育む教育の推進

未来の津市を担う子どもたちの豊かな心を育む学校教育の充実に努めるとともに、学校、家庭、地域という子どもたちを取り巻く教育環境を適切に整えるなど、確かな学力と生きる力を育む教育を推進します。

- 質の高い幼児教育により、子どもたちの心と身体の成長をサポートし、集団生活を通して考える力やコミュニケーション能力を育むとともに、少子化に伴

う様々なニーズの変化に対応した幼児教育や子育て支援のあり方を検討するなど、幼児教育の充実を図ります。また、園施設の耐震化など、安全で快適な環境の整備に努めます。

- 学校教育の充実を図るため、学校・家庭・地域の連携のもと、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、学校評価委員会等の設置による信頼される学校づくりに努めるなど、学校経営の質の向上を図ります。また、小・中一貫教育、保・幼・小の連携推進、地域間交流などを通じ、地域に根ざした特色のある教育に取り組み、子どもたちの生きる力[※]の育成を図ります。学校施設の耐震化や老朽化対策としては、計画的な改築や改修を行うとともに、食育の充実を図るため、中学校給食の早期実施に向けた取組を進めるなど、安全で良質な教育環境の確保に努めます。

(2) 高等教育機関との連携・充実

高等教育機関が集積する地域特性を活かした有為な人材の育成や、知的資源の地域への還元を促進するなど、高等教育機関との連携充実を図ります。

- 国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学、高田短期大学など高等教育機関が有する知的資源の活用や産学官の連携を促進するとともに、大学・地域連携のための仕組みづくりに取り組むなど、高等教育機関と連携したまちづくりを進めます。

特に、本市が設置する三重短期大学においては、教育ニーズに対応した主体的で特色のある取組を推進する観点から、独立行政法人化など時代に即した設置運営形態のあり方の検討を進めるとともに、教育内容や教育環境の充実に努めます。また、図書館などの施設開放や公開講座等による生涯学習機会を拡充するとともに、地域のシンクタンク[※]としての機能充実、産学官連携、市内の大学との連携による地域貢献への取組などのための拠点づくりを進め、地域に根ざした高等教育機関をめざします。

(3) 生涯学習スポーツ社会の実現

市民一人ひとりが生きがいのある豊かな人生を送るために、生涯学習活動の充実、スポーツの振興、青少年教育等を通じて、いつでもどこでもだれでも学習できる、生涯学習スポーツ社会の実現をめざします。

- 幅広い年齢層の学習ニーズに対応した多様な学習機会を提供していくとともに、社会教育関係団体やボランティア活動団体等の活動を支援し、地域で活躍する人材の育成に努めます。また、学習要求に応じて、いつでも自由に学習機会を選択できるよう情報提供の充実を図り、市民の自主的な生涯学習活動を促

進めます。公民館等の社会教育施設については、その機能を効果的に活用し、関係施設のネットワーク化を進めるなど、市民にとって利用しやすい生涯学習環境の充実を図ります。

- 市民が、生涯にわたって健康で豊かな生活を送るために、スポーツ・レクリエーションの振興に努め、健康づくりや競技力の向上を図るとともに、コミュニティのつながりを深めます。また、市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、既存施設を有効利用するとともに、利用ニーズに応じた機能の拡充を図ります。さらに、県都にふさわしい総合的なスポーツ施設の整備を進めるなど、誰もがスポーツ・レクリエーションに取り組める環境づくりを進め、スポーツの振興を図ります。
- 家庭や地域、学校、行政などの相互連携による、青少年の健全育成のための環境づくりに取り組むとともに、家庭教育の推進や青少年育成団体との協働のもとに、地域での交流活動を通じて家庭や地域社会の教育力の向上に努めるなど、青少年の健全育成を図ります。

(4) 文化の振興

地域に根ざした個性的な文化の発展を図るために、地域の歴史文化の保存・継承活動により地域固有の文化を育むとともに、市民の自主的な芸術文化活動を促進し、多様で新しい文化が創出される環境づくりを進めます。

- 県都としての文化の拠点性を高めるため、三重県の「新しい博物館」の本市への整備を促進するとともに、文化施設のネットワーク化や機能分担を図りつつ、市民の文化や芸術に対する自主的な活動を促すなど、地域に根ざした個性的な文化・芸術・創作等の環境づくりを進め、文化、芸術活動の充実を図ります。
- 藤堂高虎公の入府 400 年などを契機とし、本市の有する歴史的資源を活用した市民参加のまちづくりを進めるため、津城跡（お城公園）や一身田寺内町、多気北畠氏城館跡周辺地区をはじめとする貴重な有形・無形の文化財や歴史遺産、伝統芸能などの歴史文化資源については、その保存と伝承に努めるとともに、関係自治体などと連携し、歴史街道を活用した広域的な文化ネットワークの形成を進めます。また、市民ボランティアの育成・連携を図りながら、誰もが歴史や文化に触れあえる地域学習の場として活用するとともに、市内外への啓発を行うなど、歴史文化資源の有効活用を図ります。

(5) 人権尊重社会の形成

市民の誰もが、一人ひとりの人権や個性などを大切にし、平和で互いを尊重し

あえる社会の形成をめざします。

- 「人権が尊重される津市をつくる条例」の理念に基づき、市民の人権に対する正しい理解と認識を深めるため啓発活動を積極的に展開するとともに、関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。また、非核・平和都市宣言に基づき、恒久平和の実現に向けた施策を推進し、すべての人々の人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざします。

4 活力のあるまちづくり

(1) 自立的な地域経済の振興

先端的な新規産業の創出を促進するとともに、既存産業の活性化、地元産業の育成を図ることなどにより、就業の場の確保と産業経済活動の拠点性の向上に努めます。また、地域の特性を活かした産業の新たな振興方策を講じるとともに、多様性を持った各地域がそれぞれの特性を高めあうことにより、自立的な地域経済の振興を図ります。

- 農業については、優良農地の保全、用排水路や農道など農業振興のための基盤整備を進めます。また、農業を取り巻く社会情勢等の急速な変化に対応しつつ、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、獣害対策の推進、耕作放棄地の防止のための農用地の利用集積や地域特産物のブランド化、地産地消の推進により農業経営基盤の強化を図るなど、農業の振興を進めます。さらに、市民の農業への理解を深めるため、体験型の市民農園や観光農園などの整備を促進します。
- 林業については、健全な森林を育成するための間伐等の森林整備の促進や獣害対策、林道整備を進めるとともに、地域産木材のブランド化を図るなど利用拡大のための取組を進めます。また、里山、森林を活用した森林環境教育、森林を活かしたグリーンツーリズムの拡充などを通じて森林の公益的、多面的な機能に対する市民の理解を深めながら、森林の積極的な保全、活用を図りつつ、林業の振興につなげます。
- 水産業については、資源管理型漁業の振興や特産物のブランド化を図るとともに、生産拠点となる漁港等については、関係団体との協議・調整のもと、諸施設の整備や改修などに努めます。
- 中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさいについては、本市における産業を牽引する拠点として、亀山市など広域的な産業連携を図りつつ、産学官連携のもとに様々な取組を強化し、研究開発型産業基盤の整備を進めるなど、先端的産業等の企業立地の促進と既存産業の高度化を図ります。
- 県都としての活性化を牽引し、本市の求心力をさらに高めるため、新たな連

携と交流を創出する産業の集積や都市機能の充実、さらには人口減少が進む中山間地域の活性化を図る観点から、交流と定住を促進する新たな産業交流拠点の形成などに取り組みます。

- 工業の振興については、工業団地や工場適地への企業立地を積極的に進めるとともに、産学官連携のもとに、産業育成の取組を強化し、既存産業の高度化やベンチャー企業[※]の活動支援、中小企業等による新分野進出、新製品の開発等を促進することにより、地域産業の競争力の強化等を図ります。
- 商業の振興については、魅力ある商業空間を創造していくため、商工会議所、商工会、商店街組合などが行う環境整備や特色ある個店づくり、イベント等への支援による賑わいづくりなどを通じて、商業環境の整備を進めます。また、地場産業や中小企業の近代化、経営の安定化を促進します。
- 次代を担う若者に魅力ある就業の場を提供できるよう、産業拠点の形成や工場適地への企業誘致等による雇用の創出を促進するとともに、地域産業を担う人材を確保するため、あかつピア起業家支援室を有効に活用するなど、技術者等の人材の育成に取り組みます。
- 安定した雇用の確保と労働環境の改善が図られるよう、事業者、勤労者団体等への働きかけや啓発活動の推進などに努めます。また、退職者等の能力活用に取り組みます。

(2) 交流機能の向上

都心の再生や広域的な交流拠点の形成に努めるとともに、交通ネットワーク、情報ネットワークの形成により、新たな連携の機会を拡大しつつ交流機能の向上を図ります。

- 本市の交流拠点となる津駅周辺地区、大門・丸之内地区、さらには津新町駅周辺地区においては、良質な民間集合住宅等の建設などを通じて都心居住を促進するとともに、津城跡の周辺整備や訪れやすい環境の整備、充実など、賑わいのある中心市街地の再生を図ります。また、久居駅周辺地区については、駅前の利便性を活かし、民間活力の導入も視野に入れつつ、市民の利便や賑わいにつながる機能を導入するなど、副次的な都市機能の整備を推進します。
- 円滑な道路交通の実現をめざし、新名神高速道路など新たな国土軸や国道 23 号中勢バイパスの整備など広域的な幹線道路の整備を促進するとともに、本市の生活圏域さらには経済圏域の一体性を高める観点から、3つの環状道路と、都心核及び副都心核から放射状に伸びる幹線道路によって形成される環状放射型の道路交通体系の形成や生活道路の整備に取り組みます。
- 津なぎさまち及びその周辺については、本市の貴重な資源である海を活かし

た新たな交流と活力を創造する拠点として、さらなる賑わいの創出の場となるよう、周辺地区も含めたみなとまちづくりの推進に努めます。

- 市民の日常の移動手段を確保するため、民間バス路線と鉄道などの有機的な連携強化を図りながら、地域の実情に応じたコミュニティ交通の整備を進めるなど、誰もが移動しやすい公共交通網の形成をめざします。さらに、新たな公共交通サービスの導入可能性について研究を行うなど、総合的な公共交通システムの構築に取り組みます。
- 情報ネットワークについては、ICT（情報通信技術）の利活用を通じて、広大な市域における情報通信格差の是正等を図ります。また、地域情報センターやアスト情報センターなどの既存施設の機能を活用しつつ、電子自治体の推進に取り組むことで、市民の利便性の確保に努めます。

(3) 観光の振興

本市の豊かで多様な地域資源や交通結節点としての優位性を活かし、既存の観光資源を磨き上げ、観光地としての魅力向上を図るとともに、受け入れ態勢の充実などにより、交流人口の拡大をめざします。

- 本市の特性である海から山にかけての多様な自然環境や歴史文化に恵まれた資源を活かしつつ、観光地としての魅力を図るための環境整備やネットワークの形成をめざします。また、近年の多様な観光スタイルに合わせ、自ら参加する体験型観光[※]や地域資源を活かしたまち歩きシステムの整備などに努めるとともに、伊勢市をはじめとした他都市との連携を推進し、広域でのネットワーク化を行うなど、関連施策と連携した総合的な取組を推進します。
- 観光地としての知名度を高めるため、各種イベントを効果的に活用するとともに、東京事務所などの機能を活かした多様な観光情報の発信の強化に取り組みます。また、各種研修会の開催などを通じて、観光ガイド等の人材育成を図り、来訪者が心地よく過ごすことができる「おもてなしの心」の醸成に努めます。
- 津競艇場については、地方財政に貢献することを目的に、安定的な収益が確保できる経営体質づくりに取り組むとともに、観光とも連携した来場促進を通じて、交流人口の拡大を図ります。

5 参加と協働のまちづくり

(1) 市民活動の促進

市民活動の高まりによる新たな活力と魅力の創出をめざし、自治会等のコミュニティ活動やNPO、市民団体等のボランティア活動をはじめ、地域における身

近な交流から国際的な交流にいたるまでの様々な市民活動の促進を図るとともに、誰もが社会参加しやすい環境づくりに向けた取組を進めるなど、豊かな市民社会を醸成します。

- コミュニティ活動を促進するための環境整備を進めるとともに、地域リーダーの育成や自治会をはじめとする様々なコミュニティ活動への支援、ボランティア、NPO等との協働によるまちづくりに努めるなど、市民活動の促進を図ります。
- 国内の都市間交流はもとより、姉妹都市や友好都市等との国際交流事業を推進し、市民レベルの交流を支援するとともに、多文化共生社会の実現に向けて、外国人居住者に対するコミュニケーション支援、生活支援を充実するなど、国際化を展望した取組を計画的に進めます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進条例の理念に基づき、市民、事業者等の役割について啓発活動を行うとともに、様々な世代の男女があらゆる場でそれぞれの個性と能力を十分発揮できるよう社会参画を支援します。また、仕事と家庭生活や他の活動との調和が図れるよう支援するなど、男女が互いを支え合い、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に取り組みます。
- 高齢者や障がい者ばかりではなく、妊娠している人、子育て中の人、子ども、外国の人などを含め、すべての市民が自由に社会参加のできるユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりを推進します。この考え方にに基づき、公共施設の整備・改修を順次進めるとともに、市民の意識高揚を図るため、普及啓発活動に取り組みます。

(2) 市民との協働の推進

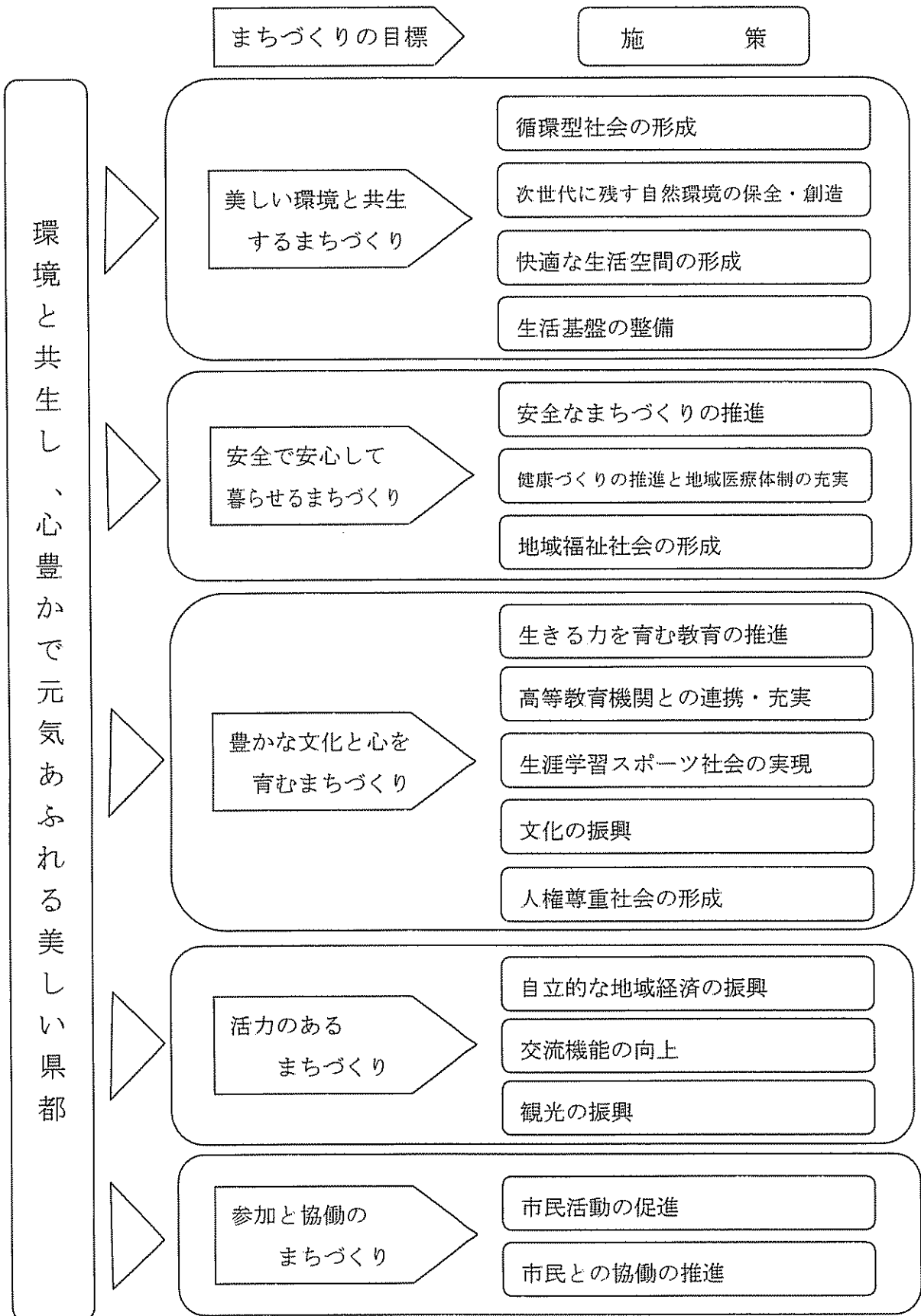
地方分権時代を先導する自立性の高い津市を実現するため、積極的に情報公開と市民参加を推進するとともに、市民も主体的にまちづくりに参加し、市民と行政が責任を共有する協働のまちづくりを推進します。

- 行政情報をわかりやすく多様なメディアに提供するなど、すべての市民に向けた行政サービスの案内を充実するとともに、市民の意見が行政施策に反映できるパブリックコメント[※]制度などを通じて、市民と行政との相互理解と信頼関係の構築を図る観点に立った、広聴・広報の充実を図ります。
- 市民に関われた行政運営を行うために、様々な機会をとらえて、情報公開制度の目的、利用方法等について周知を図るとともに、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めます。
- 市民参加のまちづくりを進めるため、市民と行政がまちづくりについての互

いの役割と責任を認識し、政策形成、実現過程における協働の機会を増やしていきます。また、市民による自主運営組織の育成や市民活動を促進するための仕組みづくりを市民参画のもとに行うとともに、市民と行政との協働の基本となる自治基本条例については、市民が主体となった検討を進め、その策定に向けた取組を進めます。さらに、公共サービスの提供や地域の問題解決に市民が積極的な役割を果たせるよう、市民団体などへの活動支援を行います。

- 人と人とのつながりを大切にした協働のまちづくりを推進するため、限られた財源の中で、公共サービスの向上にさらなる創意工夫を凝らすとともに、協働の時代にふさわしいまちづくりのプログラムを編成し、重点的な推進に取り組みます。

図 まちづくりの施策体系



第5章 重点プログラムの編成とその展開方向

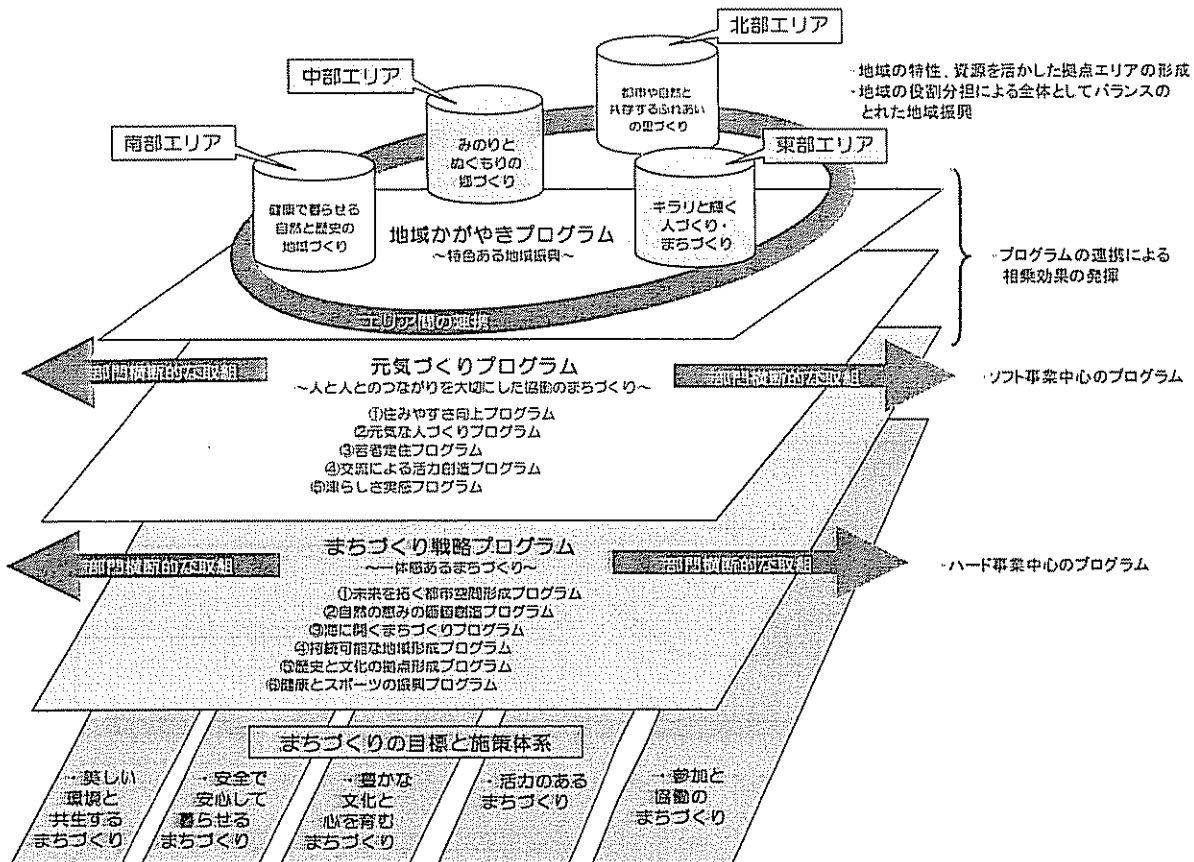
1 重点プログラムの編成

国、地方を通じた厳しい財政状況の下で、本市の将来像を実現していくためには、事業そのものを目的化せず、事業の目的を市民生活の様々な局面からとらえ、まちづくりとして戦略的かつ重点的に推進していくことが必要です。

このため、重点プログラムとして、「まちづくり戦略プログラム」、「元気づくりプログラム」、「地域かがやきプログラム」の3種類のプログラムを編成します。これらのプログラムは、まちづくりの施策体系に基づく事業を効果的に組み合わせ、その一体的、総合的な推進に取り組むことで、事業間の連携と相乗効果を引き出そうとするものです。

なお、重点プログラムの推進にあたっては、総括する部局を明確にしたうえで、行政における部門横断的な取組を進めます。

図 重点プログラムの体系

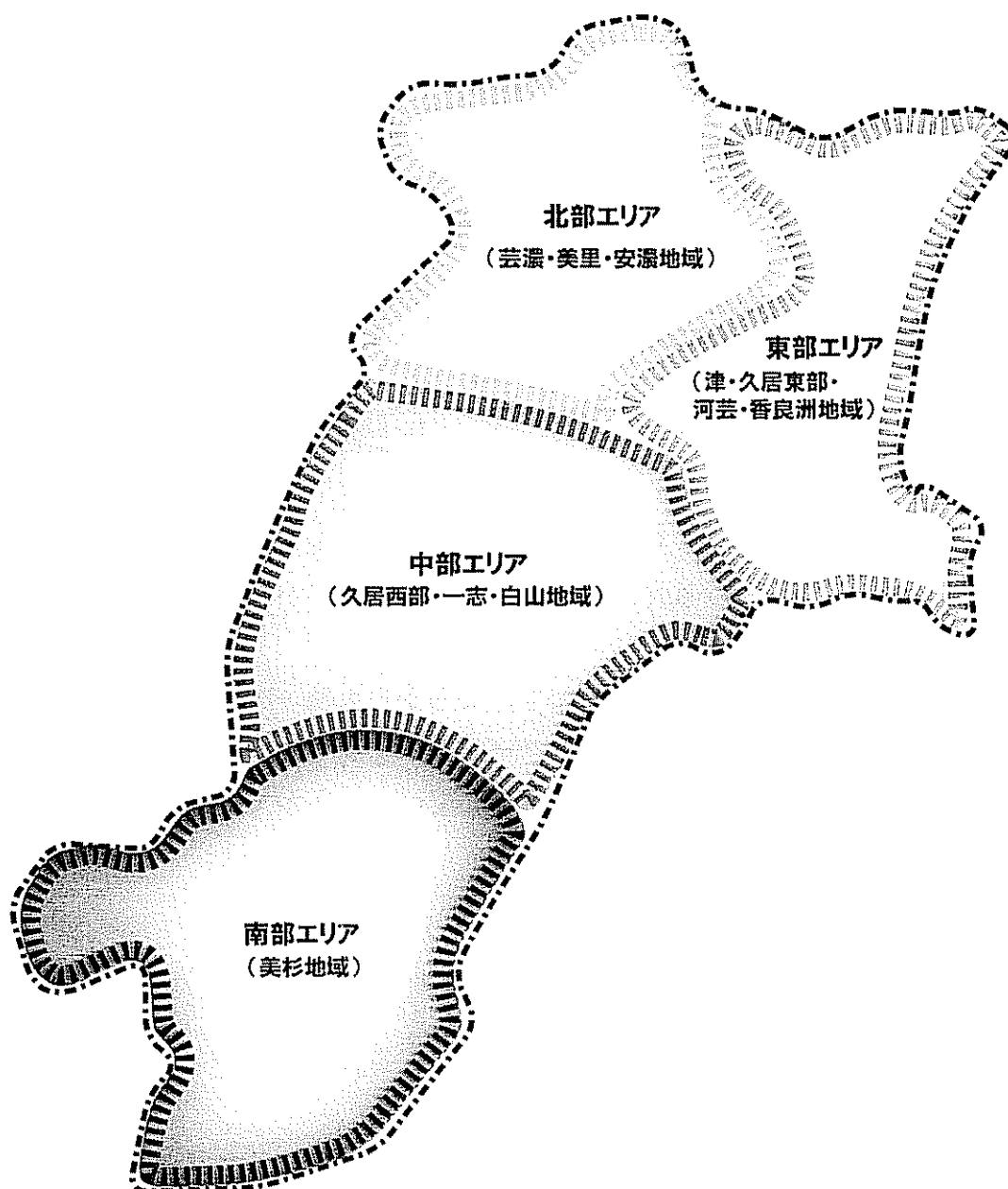


2 エリアの設定

地域かがやきプログラムの推進を通じた新たな地域連携の創出、さらには市民ニーズに応じた効果的な行政サービスを提供するため、市域に4つのエリアを設定します。

これらのエリアについては、土地利用の3つのゾーニングを基礎とし、生活圏のつながりや道路交通網の状況、さらには合併前の郡の区域、一体の都市づくりをめざす都市計画の区域、地域振興を図るうえでの適度なエリア規模などを総合的に考慮し、「東部エリア」、「北部エリア」、「中部エリア」、「南部エリア」とします。

図 エリア図



3 重点プログラムの展開方向

(1) まちづくり戦略プログラム

まちづくり戦略プログラムは、一体感あるまちづくりを目的とするものです。まちを構成している市街地空間や山、川、海といった自然環境、市民の文化活動や健康づくり等の場となる公共施設などをまちづくりの資源として広域的かつ一体的にとらえ、その魅力や価値を高めていきます。このことによって、県都としての魅力と求心力の向上を図るとともに、質の高い暮らしの舞台を整えていきます。

① 未来を拓く都市空間形成プログラム

本市は、県庁所在地として、行政、経済、文化、教育を中心とする高次都市機能が集積していますが、人口減少社会を迎える中で、コンパクトな市街地を形成する観点に立った都市機能の集約化が求められています。

このため、都市ゾーンにおいては、津駅周辺地区、大門・丸之内地区、津新町駅周辺地区、久居駅周辺地区を交流拠点に、津なぎさまちを新たな交流拠点に位置づけるとともに、中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさいを産業拠点、さらには津インターチェンジ周辺を新産業交流拠点と位置づけ、これらの拠点を中心に、都市機能のさらなる集積と活力のある都市空間の形成に取り組みます。このうち、中勢北部サイエンスシティ内のあのつピアについては、産業振興センター（仮称）として再整備を行い、地域産業振興の拠点とします。

また、コミュニティ交通の導入、道路交通ネットワークの整備を含めた広域交通ネットワークの形成を通じて、すべての市民が都市的なサービスを受けやすい条件を整えていきます。

さらに、交流拠点である津なぎさまちから大門・丸之内地区を経て、新産業交流拠点の形成をめざす津インターチェンジ周辺にかけては、中長期的な展望のもとに、県都としての求心力を高めていくことができる新都心軸の形成をめざします。

② 自然の恵みの価値創造プログラム

本市は、多様で豊かな自然環境に恵まれています。その恵みを質の高い暮らしの場づくりに活かしていくためには、自然が持つ公益的機能を積極的に引き出していくことが求められています。

このため、農住ゾーンの農村集落の維持継承を図るため、優良農地の保全に努めるとともに、自然環境共生ゾーンの豊かな森林を次世代に健全な状態で引

き継いでいくことができるよう、美杉地域をはじめとする中山間地域においては、バイオマス資源等を活用した地域循環型産業の新たな拠点の形成をめざすなど、農山村の活性化への取組を進めます。

また、自然資源等を活かしたレクリエーション拠点、歴史文化拠点においては、森林セラピーやヘルスツーリズム[※]、二地域居住などの取組と連携し、これらの取組の中山間地域全体への拡大を図りながら、自然を求めて交流し、定住する人々の増加をめざします。

さらに、河川流域においては、総合的な排水対策の推進や流域が一体となった公共用水域の水質保全等により、美しい水辺空間を創出するなど、自然からの豊かな恵みを楽しみ、次の世代に引き継いでいくための取組を進めます。

③ 海に開くまちづくりプログラム

市民に親しまれている美しい海は、本市にとってかけがえのない共有財産であり、その魅力をさらに高めていくためには、沿岸域の総合的な保全、利用を進めていく必要があります。

このため、白砂青松の面影が残る海岸線については、その貴重な自然を活かしつつ、海水浴など市民の身近なレクリエーションの場として活用を図るとともに、海岸堤防の改修とあわせ、海岸道路の整備を促進するなど、魅力あふれる津の海の環境整備を進めます。

また、津なぎさまち及びその周辺においては、新たな交流を創出する拠点として、賑わいと潤いのある都市空間の形成に取り組んでいきます。

さらに、水産業の振興をめざし、漁港の機能向上や活気あるみなとづくりを進めるなど、沿岸域の多様な資源を活かしながら、海に開くまちづくりをめざします。

④ 持続可能な地域形成プログラム

美しい環境を守り、育て、次の世代に引き継いでいくためには、地域が一体となった環境保全への取組が求められます。

このため、ごみゼロ社会の実現に向けて、積極的なごみ減量に取り組むとともに、地域特性を活かした新エネルギーの利用を促進するなど、様々な主体との連携、協働のもとに、環境への負荷を減らしていくための取組や自然の持つ環境価値を高めていくための取組を進めます。また、環境学習拠点の設置や、資源循環を促す環境産業の育成などを通じて、持続可能な地域社会の形成をめざします。

特に、生活基盤の根幹をなすごみ処理については、市民生活に支障をきたす

ことのないよう、市民の理解と参画を得ながら、埋立ごみの削減を進めるとともに、環境に配慮した安全で安心な処理方式の採用による新最終処分場の建設を推進します。

⑤ 歴史と文化の拠点形成プログラム

本市は、古くから交通の要所としての歴史を積み重ね、東西文化が交わる結節点としての多様で豊かな文化を育んできました。本市には今も、多くの史跡や文化財など地域固有の歴史文化が伝承され、暮らしの中に息づいています。

これらの歴史文化的資源については、本市の個性と魅力を高める貴重な資源として、まちづくりと一体となった保全、活用に取り組んでいく必要があります。

このため、一身田寺内町をはじめとする拠点性の高い歴史文化的資源については、周辺環境の保全や必要な整備を行うとともに、市民の機運の高まりを踏まえつつ、史跡としての価値を次世代に伝えるための調査研究に取り組みます。

また、これらの貴重な歴史文化資源を、まちづくりの様々な機会において活用するなど、本市への誘客をはじめ地域内・外の人との交流を促進します。

⑥ 健康とスポーツの振興プログラム

市民の健康に対する意識が高まりつつあるなか、市民一人ひとりが心豊かに楽しく、元気に暮らしていくためには、ヘルスプロモーション[※]の理念に基づき、市民の生涯にわたる健康づくりを促進していく必要があります。

このため、まちづくりのあらゆる機会を通じて、「歩く」機会を積極的に創出することにより、市民自らが健康の維持に主体的に取り組める環境づくりに取り組んでいきます。

また、身近な健康づくりから競技スポーツに至る幅広い市民のニーズに応えていくことができるよう、既存施設の再整備や県都にふさわしい総合的な健康・スポーツ施設の整備などを通じて、多様で質の高い健康づくりやスポーツの場の提供をめざします。

(2) 元気づくりプログラム

元気づくりプログラムは、人と人とのつながりを大切にした協働のまちづくりを目的とするものです。協働の時代を展望し、市民の参画と協働による新しいまちづくりの仕組みを整え、地域や市民のニーズをできる限りきめ細かく充足していきます。また、市民がまちづくりに参画する機会を増やし、地域活動の活発化とつながりの輪を拡げていくことで、元気な暮らしづくりと地域力の向上に結びつけていきます。

なお、本プログラムは、市民による自発的なまちづくりの実践や提案を取り入れていくことで、「成長するプログラム」としての発展、充実をめざします。

① 住みやすさ向上プログラム

まちづくりの基本は、市民が安心して暮らすことのできる環境を整え、本市の特性である住みやすさを高めていくことにあります。

このため、支えあいの地域力を基盤とした地域福祉の仕組みづくりや、市民が主体となった環境共生の仕組みづくりに取り組みます。さらには、消防防災指導センター（仮称）を設置し、きめ細かい指導体制を充実するとともに、自主防災組織等と連携した実践的な地域の消防防災力の向上をめざすなど、暮らしの安全・安心に結びつく協働のまちづくりを積極的に推進し、市民とともに住みやすさの向上をめざします。

② 元気な人づくりプログラム

まちづくりには、これを担う人々の存在が不可欠となります。

このため、三重短期大学においては、地域連携センター（仮称）を設置し、市内の大学や地域との連携の仕組みづくりを進めるとともに、市民の生涯学習機会の拡充などに取り組みます。

次代の人材育成を担う小・中学校においては、地域との連携による「共育[※]」の推進に取り組むなど、人と人とのつながりを大切にした元気な人づくりの仕組みを築き、地域ぐるみでの教育に取り組みます。

また、津市げんき大学などとの連携のもとに、まちづくりの担い手育成や協働の展開などを促進します。

③ 若者定住プログラム

少子化や人口減少が進展する時代を展望すると、まちづくりにあたっては、本市で学び、働く若者が住み続けたいと思えるような取組を強化していくことが大切です。

このため、中勢北部サイエンスシティ内のあかつピアに産業振興センター（仮称）を設置し、企業や大学等研究者の集いの場として活用していくことにより、地域を担う人材育成に取り組めます。

また、本市で家庭を持ち、安心して子どもを産み、育てていくための子育て支援の仕組みづくりに取り組むなど、若者定住のまちづくりを進めます。

④ 交流による活力創造プログラム

まちづくりには、市民はもとより、本市を訪れる人々にとっても、活動のしやすい魅力ある交流空間を整え、新たな活力を創造していくことが求められています。

このため、中心市街地における賑わい空間の創出、中山間地域の豊かな自然などを活かし二地域居住をはじめとする、都市農村交流の促進や本市の様々な地域資源を活かした「まち歩き」の仕組みづくりや外国からの誘客を図るインバウンド観光[※]の促進などを通じて、近年の観光ニーズに応じた新たな観光スタイルを創出するなど、交流人口の大幅な増加をめざします。

⑤ 津らしさ実感プログラム

都市間競争の時代にあって、まちづくりには、市民とともに本市の個性や魅力を再認識し、あるいは新たに発見したうえで、本市の良さを積極的に情報発信していくことが必要となります。

このため、藤堂高虎公入府 400 年などを契機に、「まち歩き」の仕組みづくりとの連携を図りながら、本市の歴史、文化の認知度、魅力度を高めるとともに、豊富な地物や地域の素晴らしい景観等を活かしたブランド戦略に取り組めます。

また、伊勢市等との都市間連携やフィルムコミッション[※]等を通じて積極的かつ広域的な情報発信の機会を広げるなど、より多くの人々が「津らしさ」を実感できるようなシティプロモーション[※]の仕組みづくりを進めます。

(3) 地域かがやきプログラム

地域かがやきプログラムは、特色ある地域振興を目的とするものです。まちづくり戦略プログラム、元気づくりプログラムとの連携を図りながら、4つのエリア区分に沿って、それぞれのエリアの特性や資源を活かし、個性が輝く地域づくりを進めます。また、エリア間の役割分担を明確にし、互いに補完し合うことで、全体としてバランスのとれた地域づくりに取り組みます。

また、このプログラムの成果を踏まえつつ、総合支所の区域を基礎とした新たな行政圏を設定し、地域づくりはもとより、暮らしに身近な行政サービスのより効果的な提供をめざします。

① 東部エリア

キラリと輝く人づくり・まちづくり

東部エリアは、国、三重県の行政機関や文化施設が多く立地しているほか、大学等高等教育機関や研究機関、医療機関などの多様な都市機能を有するほか、海上アクセスや種々の交通機関により、市内はもとより国内外のたくさんの人々が集う地域です。

また、市内で唯一、河芸地域から香良洲地域までの海岸線は、市民に豊かな自然の恵みと安らぎを与えてくれる「海」という資源を有する地域です。

そこで、これら恵まれた地域資源や立地条件を活かした地域振興にとって、特に「人」が果たす役割は、今後、参加と協働のまちづくりをめざす中で、さらに重要になると思われることから、エリア内に点在する多彩な生涯学習・スポーツ拠点施設等を活用した人材育成や、地域からの全国への情報発信が期待されています。

このため、市の政治、文化、経済の中心的エリアとして、地域の文化、芸術に関する人材や、歴史的・文化的資産、先端研究などに関する情報の収集・蓄積・融合を行い、これら「知」の情報をさまざまな機会を通じて発信できる拠点づくりや、市民、企業、大学等高等教育機関との連携による地域を担う人材育成と、地域連携による交流のまちづくりをめざします。

② 北部エリア

都市や自然と共存するふれあいの里づくり

北部エリアは、歴史的にも深いつながりのある3つの地域（芸濃、美里、安濃）が広域農道「グリーンロード」を通じて地理的にも結ばれており、市街地に隣接しながらも、経ヶ峰、錫杖湖、安濃川、長野川をはじめとした豊かな自然環境や田園に囲まれた地域です。

また、明合古墳、長野城跡、石山観音等の歴史的資源や伊賀街道、伊勢別街道の宿場など歴史を感じられる名所旧跡を有しています。さらに、安濃中央総合公園、芸濃総合文化センター、みさとの丘など、スポーツ・レクリエーション施設や文化施設も整っており、市民の活動拠点として、多様な利用ニーズに応えていくことが期待されています。

そこで、市街地と隣接した豊かな自然環境や農業資源、充実した施設を活用し、スポーツ・レクリエーションの機会を増やすとともに、特産品や地域資源を積極的に活用した交流の拡大を図るなど、農住ゾーンとしての特色を活かした地域振興が求められています。

このため、スポーツ施設をさらに充実させるとともに、市内にある他の観光エリア等とも連携しながら、季節ごとの見所や様々なイベントなど地域の魅力を情報発信し、都市と地域の住民が共に自然とふれあい、憩い、学び、楽しむ機会を増大させることによって、都市や自然と共存する、健康で活力あるふれあいの里づくりをめざします。

③ 中部エリア

“みのり”と“ぬくもり”の郷（さと）づくり

中部エリアは、「枕草子」ゆかりの名泉として古くから親しまれている榊原温泉や、「猪の倉温泉」、「とことめの里一志」など温泉を利用した施設を有しており、温泉保養のレクリエーション拠点となっているほか、青山高原や東海道自然歩道などの自然レクリエーション拠点として観光客を集めています。

また、雲出川流域に肥沃な農地が広がり、「一志米」として知られる米、良質な小麦のほか、温暖な気候に恵まれ四季折々の農産物が生産されています。

そこで、これら既存の地域資源を磨き上げ、観光資源として活用するとともに、農産物の高付加価値化による地域の活性化、さらには交流を深めての賑わいなど地域力を養うことが求められています。

このため、温泉施設を中心とした観光資源のネットワーク化やウォーキングルートの設定などにより、温泉を利用したリフレッシュゾーンの魅力づくりに努めるとともに、新鮮で豊かな食材を生かした地産地消を推進し、農産物の“みのり”と温泉の“ぬくもり”のなかでふれあいと健康づくりが楽しめる“みのり”と“ぬくもり”の郷（さと）づくりをめざします。

④ 南部エリア

健康で暮らせる自然と歴史の地域づくり

南部エリアは、ほぼ全域が緑豊かな自然に恵まれ、南北朝以降に栄えた北畠

氏ゆかりの史跡、旧跡が多く存在し、高齢化が進行しているものの、人々が山林や農地を守りながら暮らす自然豊かで静かな地域です。

地域で安全で安心して暮らしていくためには、人々の健康づくりを進めるとともに、訪れる人々の健康づくりも必要です。また、社会・生活環境等の変化に伴い、特に若者の流出とも相まって少子高齢化と過疎化は深刻な問題となっており、今後集落の維持も心配されています。

さらに、基幹産業である林業の低迷は、森林の持つ多面的機能を損なっており、その再生が急務となっています。また、先人が残した貴重な歴史遺産を次世代に伝えるとともに、貴重な資源を活かしながら地域づくりを進めることも必要です。

そこで、高齢者をはじめ、地域に暮らし、地域を支える人々の元気の源となるとともに、訪れる人々の健康づくりを支援する観点からの「健康」、荒廃が進む森林を再生・活用する観点とともに、交流や定住を促進するための地域特性としての「自然」、歴史的な資源を後世に残すとともに、歴史に着目した地域づくりを進めるための「歴史」、この3つの視点を基本に、他のエリアとの連携や広域交通ネットワークの形成と相まった交流圏域の拡大も視野に入れながら、将来に希望を持てる魅力ある地域づくりをめざします。

第6章 構想を推進するために

全国的にみても大規模な合併によって誕生した本市は、合併後、経常経費を中心に事務事業が肥大化し、厳しい財政状況に直面しています。合併が求められた背景には、国、地方を通じた財政状況の悪化がありましたが、合併を機に「これまでは…」という発想は捨て、行政の姿を新しい時代に適合したものに変わるという視点に立った行財政改革の推進が不可欠となっています。本市には、新しい時代に柔軟に対応するために、重点プログラムの推進を通じて、市民生活のために効率的かつ重点的な行政投資を行う政策展開と、経営資源をより有効に活用し行政の無理・無駄を排除する減量経営、この2つの要素を効果的に組み合わせた行政経営が求められているといえます。

これからの行政経営は、すべての職員が行財政改革の当事者となり、税金の使い方の費用対効果を高め、行政サービスをより効果的に提供していくことが必要です。

また、行政の常識や慣習にとらわれず、公開と参加の原則に基づいて行政の透明性を高め、市民とのパートナーシップ[※]に基づく行政経営をめざすことが必要です。

このため、中長期的な財政見通しのもと、本計画に基づくまちづくりを着実に推進するために、スピード感を持って行財政改革を推進し、健全な財政運営の確保をめざします。また、限られた経営資源を有効活用し、まちづくりを効率的かつ効果的に進める行政経営システムを構築するとともに、行政サービスの利便性の確保と行政コスト削減を両立する、電子自治体の推進に取り組みます。

1 行財政改革の推進による健全財政の確保

本市の財政状況は、依存財源の減収や人口減少社会の進行などにより、引き続き厳しい状況が続くことが予測されます。また、歳出については、少子高齢化対策などの社会保障経費の負担増や公債費の負担が高水準で続くことなどから、今後も財政需要は増大する傾向にあります。

このような財政状況の中で、重点プログラムを中心とするまちづくりを展開するためには、徹底した行財政改革による財政構造の見直しと歳入の確保が前提となります。

このため、効率的な地方政府への移行をめざし、人材育成の積極的な推進、民間との役割分担の見直しなどを進めながら、職員の削減と適正配置、指定管理者制度の活用、市場化テスト[※]等を通じた事務事業のアウトソーシング[※]などに取り組むとともに、公共施設についてはその維持管理経費が大きな財政負担となっていることから、利用頻度が乏しく、老朽化が進んでいる施設を中心に、行政サービスに対する市民の利便性を考慮しつつ、統廃合を含めた見直しに取り組みます。さらに、市民がより主体的に地域振興に参画し、実践できるよう、総合支所についても、地域

における行政サービスの拠点としての機能発揮という観点から、本庁と総合支所との役割分担の見直し、地域かがやきプログラムを通じた総合支所間の連携促進とこれを支える体制づくりなどに取り組みます。

また、職員一人ひとりが行財政改革の当事者として、常日頃からコスト意識をもって事務事業の改善、効率化を進めるとともに、民間との役割分担、市民とのパートナーシップを進める中で、行政の守備範囲を見直しつつ、時代に即した財政構造への変革を進めるため、行財政改革に取り組み健全な財政運営の確保をめざします。

2 行政経営システムの構築

これからの行政運営は、実施した施策が計画どおり進んだかではなく、いかに市民のニーズに適合したか、あるいは市民の満足を得られたかという成果が求められるようになってきています。

このため、新しい公共経営の考え方を取り入れつつ、市民の満足度向上をめざした成果重視の行政経営システムの導入とこれを担う人材の育成をめざします。

行政経営システムの構築にあたっては、全庁的な政策調整機能を高める観点からトップマネジメント[※]の強化を図るとともに、各部門（総合支所を含む。）が一定の権限と責任のもとスピード感を持って事業を行う「自立型の事業部門」の仕組みを整えます。また、それに合わせて重点プログラムを対象とした政策評価、各部門が所管の事務事業を自ら検証し評価する事務事業評価、この2つの評価を踏まえ、行政経営資源（予算・職員・組織・情報など）を有効活用する視点から、行財政の運営状況を評価する総合的な行政評価の仕組みを導入します。特に、政策評価については、市民との協働に基づく重点プログラムの展開を市民自らが評価する協働型政策評価への発展をめざします。さらに、地方分権の進展に対応し、地方自治の充実を図る観点から、自立性、独立性の高い行政経営の実現をめざします。

3 電子自治体の推進

本市は、合併により県内一の広大な市域を有することとなったため、行政サービスの利便性の確保とともに、行政の簡素化、効率化を同時に実現するためには、時間的・地理的な制約を克服できるICT（情報通信技術）の便益を最大限に活用していく必要があります。また、市民、NPO、コミュニティ、企業等との協働を進めるためには、地域の情報化などにより情報の共有化を図る必要があります。

このため、電子自治体の推進により、市内のどこにいても同じような行政サービスを受けられるようにするなど、市民の満足度が高い効率的でわかりやすい行政サービスの提供と、情報共有を通じた協働のまちづくりの進展をめざします。

(用語説明) 本文中において、斜体文字に※印を付けて表示しています。

	主なページ	用語	説明
ア行	6	ICT	Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称。
	50	アウトソーシング	業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部に委託すること。
	4	アクセス	接近、近づき、目的地までの交通手段。コンピューターで情報の入力や取り出しを行うこと
	32	生きる力	変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力を指す。
	46	インバウンド観光	インバウンド(inbound)は「入ってくる、内向きの」という意味で、自分たちの地域から外に人々を送り出すという従来のアウトバウンド観光(発地型)とは逆の視点で、地域に集まってきた人びとに対しての受け入れをするという着地型の考え方。(例えば外国人旅行者を日本へ誘致する観光など)
カ行	5	NPO	民間非営利組織。営利を目的とせず、自発的に社会的な活動を行う団体のこと。
	45	共育	「学校」、「地域」、「家庭」それぞれの教育力の向上を図ることにより、力を合わせて子どもを育てていく体制づくりを「共育」として表現したものである。
	20	グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
	24	コミュニティ交通	それぞれの地域の特性や住民のニーズに応じた交通システム。コミュニティバスや乗合タクシーなど。
	サ行	12	産業観光
30		三次救急 (三次救急医療)	二次救急医療機関では対応できない複数診療科にわたる処置が必要、または重篤な患者への対応機関が担う医療。
50		市場化テスト	公共サービスについて、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくという制度。
46		シティプロモーション	都市の知名度の向上と交流人口の拡大をめざして都市の魅力をPRすること。
30		初期救急 (初期救急医療)	入院治療の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者への対応機関が担う医療。
32		シンクタンク	種々の分野の専門家を集め、政策決定や基礎研究、コンサルティングサービス、システム開発などを行う組織。頭脳集団。
29		水源かん養	森林の土壌が雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節する働き。
27		3R(リデュース・リユース・リサイクル)	Reduce(リデュース)物を大切に使う。Reuse(リユース)繰り返し使う。Recycle(リサイクル)再び資源として利用する。この3つの言葉の頭文字をとって「スリーアール」と呼ぶ。
6		セキュリティ	安全。保安。
22		ゾーニング	各地域を用途別に区分すること。
タ行	36	体験型観光	地域の資源を一方的に見せるだけでなく、旅行者自らが手や体を動かして旅行者の五感を通じて、より実感させるための何かしらの体験をするプログラムが提供されている観光。
	31	地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

(用語説明) 本文中において、斜体文字に※印を付けて表示しています。

	主なページ	用語	説明
タ行	4	デバイス	コンピューター内部の装置や周辺機器など。
	51	トップマネジメント	組織を指揮、管理する組織の最高位の層による組織管理。
ナ行	20	二地域居住	都市住民が都市と農山漁村に滞在拠点を持ち、双方を仕事や余暇で行き来しながら、ゆとりある生活を楽しむ新しい居住スタイルのこと。
	18	ニーズ	欲求、要求、需要。
ハ行	50	パートナーシップ	行政・市民・ボランティア団体・NPO・企業などが、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。
	24	バイオマス	「バイオマス(biomass)」は、「バイオ(bio=生物、生物資源)」と「マス(mass=量)」からなる言葉で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。
	37	パブリックコメント	行政機関が規則の制定や事業の実施などにあたり、原案を公表し、市民から意見・情報・改善案などを求める手続をいう。
	29	バリアフリー	日常生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、段差などの物理的障壁の除去や、さらには、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去ということ。
	46	フィルムコミッション	映画、テレビドラマ、CMなどのロケ撮影を誘致し、実際の撮影をスムーズに進めるための様々な支援を行うもので、例えば撮影に関する地域の情報提供や公共施設の使用手続きの調整などの窓口を行う。これを通じて、地域の特性・魅力を内外に発信するとともに、地域の活性化を図る効果がある。
	43	ヘルスツーリズム	観光地や観光施設が通常のサービスに加えて、健康管理サービスを意図的に提供することによって観光客を誘致する観光。
	44	ヘルスプロモーション	1986年WHO(世界保健機構)のオタワ憲章で提唱された概念で、人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようするプロセス。
	30	ヘルスボランティア	地域、社会でのボランティア活動の一つで、健康・医療領域ニーズに応える自主的活動のこと。
	35	ベンチャー企業	新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業を指す。
	30	ホームページ	ウェブブラウザを起動した時や、多くのウェブブラウザに存在するホームボタンを押した時に表示されるウェブページのことである。スタートページともいわれる。
マ行	6	マルチメディア	文字・動画・静止画・音声など、多様な表現媒体をコンピューターを介して統合的に用いる情報媒体のこと。
ヤ行	15	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等々すべての人が社会参加・参画でき、安全かつ快適な生活を営むため、あらかじめ施設、製品、制度、サービスなどハード・ソフト両面の社会整備をすること。
	6	ユビキタスネット社会	「いつでも、どこでも、だれでも」がコンピューターネットワークをはじめとしたネットワークにつながることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。
ラ行	14	ライフスタイル	衣食住などの生活様式をはじめ、職業、居住地等の選択、会社とのかわり方などを含む広い意味での暮らし方、生き方。

